

第七十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十一号

(四〇二)

昭和四十八年四月二十六日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 笠岡 喬君

理事 藤尾 正行君

理事 中路 雅弘君

赤城 宗徳君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

丹羽喬四郎君

林 大幹君

吉永 治市君

横路 孝弘君

鈴切 康雄君

出席國務大臣

(國務大臣)

(總理府總務長官)

(國務大臣)

(防衛庁長官)

(國務大臣)

(經濟企画庁長官)

出席政府委員

内閣總理大臣官

房總務審議官

總理府恩給局長

防衛府政務次官

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長

防衛庁人事教育

局長

防衛庁衛生局長

經濟企画政務次

官

經濟企画庁長官

官房長

理事 加藤 陽三君

理事 中山 正暉君

理事 大出 俊君

伊能繁次郎君

大石 千八君

竹中 修一君

旗野 進一君

三塚 博君

上原 康助君

木下 元二君

受田 新吉君

坪川 信三君

増原 恵吉君

小坂善太郎君

宮崎 隆夫君

平川 幸藏君

箕輪 登君

田代 一正君

久保 卓也君

高瀬 忠雄君

鈴木 一男君

橋口 隆君

高橋 英明君

新田 庚一君

小島 英敏君

宮崎 仁君

下河辺 淳君

宮崎 勇君

長橋 進君

今泉 昭雄君

鈴木 吉之君

持永 和見君

本田 敬信君

委員外の出席者

人事院事務総局

給与局長

内閣總理大臣官

房參事官

大藏省主計局共

濟課長

厚生省年金局資

金課長

内閣委員会調査

室長

本田 敬信君

長橋 進君

今泉 昭雄君

鈴木 吉之君

持永 和見君

本田 敬信君

宮崎 勇君

下河辺 淳君

宮崎 仁君

小島 英敏君

新田 庚一君

經濟企画庁調整

局長

經濟企画庁國民

生活局長

經濟企画庁総合

計画局長

經濟企画庁総合

開発局長

經濟企画庁調査

本日の會議に付した案件
經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
○三原委員長 これより會議を開きます。
經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
他に質疑もないようですので、本案に対する質疑はこれにて終了をいたしました。
○三原委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。
經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○三原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)
なお、ただいま議決いたしました法案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
〔報告書は附録に掲載〕
○三原委員長 次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を求めます。増原防衛庁長官
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律
〔防衛庁設置法の一部改正〕
第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第七條中「十七万九千人」を「十八万人に、三万八千三百二十三人」を「四万三千三百八十八人」に、「四万五千六百五十七人」を「四万四千五百七十五人」に、「二十五万九千五百八十八人」を「二十六万四千四百六十八人」に改める。
第十四條に次の一号を加える。
七 自衛隊離職者就職審査会に関する事。
第十四條の二に次の一号を加える。
四 防衛医科大学校に関する事。
第三十一條中「技術研究本部を調査実施本部自衛隊離職者就職審査会」を「技術研究本部調査実施本部自衛隊離職者就職審査会」に改める。
第三十三條の次に次の二條を加える。
(防衛医科大学校)
第三十三條の二 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。
二 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者(次条において「防衛医科大学校卒業生」という。)その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な医学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行なう。
三 第一項の教育訓練の修業年限は、六年とする。
四 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六條第一項に規定する者とする。
五 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の教員の資格の例による。
六 防衛医科大学校は、埼玉県に置く。
七 防衛医科大学校の内部組織、設備、編制その他の事項については、總理府令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項については、当該基準の例による。
(防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格)

格)

第三十三条の三 防衛医科大学卒業生は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十一条の規定の適用については、同条第一号に規定する者とみなす。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(自衛隊離職者就職審査会)

第三十七条の二 自衛隊離職者就職審査会は、自衛隊法の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどる機関とする。

2 自衛隊離職者就職審査会は、委員五人で組織する。

3 委員は、防衛庁の職員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人、総理府本府の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから二人を、長官が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 自衛隊離職者就職審査会に、会長一人を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員がこれを選挙する。

6 会長は、会務を総理する。

7 前各項に定めるもののほか、自衛隊離職者就職審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条第一項中「防衛医科大学」の下に、「防衛医科大学」を加え、同条第二項中「の員数」を「及び防衛医科大学の学生(第三十三条の二第一項の教育訓練を受けている者をいう)の員数に改める。

第六十一条第一項中「防衛施設中央審議会」を「自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審議会」に、「審議会の委員」を「審査会等の委員」に改め、同条第三項中「審議会」を「審査会等」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「統合幕僚会議及び附属機関

の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。)」を加え、同条第五項中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会」を加える。

第五項第一項中「附属機関」の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。第百条の二において同じ。)」を加える。

第二十條第二項前段中「航空方面隊」の下に、「航空混成団」を加え、同項後段を削り、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 航空方面隊は、般空方面隊司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る。

4 航空混成団は、航空混成団司令部及び般空隊その他の直轄部隊から成る。

第二十條の七中「航空方面隊」の下に「航空混成団」を加え、同条を第二十條の八とし、第二十條の六を第二十條の七とし、第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四の次に次の一条を加える。

(航空混成団指令)

第二十條の五 航空混成団の長は、航空混成団司令とする。

2 航空混成団司令は、航空総隊司令官の指揮監督を受け、航空混成団の隊務を統括する。

第二十一條第一項中「航空方面隊」の下に、「航空混成団」を、「航空方面隊司令部」の下に、「航空混成団司令部」を加える。

第三十三條中「以下「学生」という」を削り、「その他」を、「防衛医科大学の学生(同法第三十三條の二第一項の教育訓練を受けている者をいう)その他」に改める。

第四十八條第一項中「の長(以下本条中「学校長」という。)」を「又は防衛医科大学の長(以下この条において「学校長」という。)」に、「学生」を「防衛庁設置法第三十三條第一項の教育訓練又は同法第三十三條の二第一項の教育訓練を受けている者(以下この条 第五十條、第五十條の二、第五十八條第二項、第九十六條

第一項及び第九十八條の二第一項において「学生」という。)」に改める。

第六十二條に次の一項を加える。

4 長官は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位につくことに係る承認を行ない、又は行なわないこととする場合には、自衛隊離職者就職審査会に付議し、その議決に基づいて行なわなければならない。

第六十四條の次に次の一条を加える。

(防衛医科大学卒業生の勤続に関する義務)

第六十四條の二 防衛医科大学卒業生(防衛庁設置法第三十三條の二第二項に規定する防衛医科大学卒業生をいう。第九十八條の二において同じ。は、当該教育訓練を修了した後九年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければならない。

第九十八條の次に次の一条を加える。

(償還金)

第九十八條の二 防衛医科大学卒業生は、当該教育訓練の修了の時以降はじめて離職したときは、当該教育訓練を修了した後九年以上の期間隊員として勤続していた場合を除き、当該教育訓練に要した職員給与費、研究費その他の経常的経費の学生一人当たりの額をこえない範囲内において、当該教育訓練の修了後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二條第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

2 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

3 長官は、不具廃疾により第一項の規定によ

る償還ができなくなった者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一中「福岡県筑紫郡春日町」を「春日市」に改める。

別表第三中「西部航空方面隊 西部航空方面隊司令部 福岡県筑紫郡春日町」を「西部航空方面隊 西部航空方面隊司令部 春日市」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁設置法第十四條の二の改正規定、同法第三十一條の改正規定(防衛医科大学に係る部分に限る。)、同法第三十三條の次に二条を加える改正規定及び同法第三十八條の改正規定並びに第二条中自衛隊法第三十三條及び第四十八條第一項の改正規定、同法第六十四條の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十八條の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二条中自衛隊法第二十條の改正規定、同法第二十條の七の一部を改め、同条を同法第二十條の八とし、同法第二十條の六を同法第二十條の七とし、同法第二十條の五を同法第二十條の六とし、同法第二十條の四の次に一条を加える改正規定、同法第二十一條第一項の改正規定及び同法別表第三の改正規定(南西航空混成団に係る部分に限る。は、昭和四十八年七月一日から施行する。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会」を加える。

3 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「防衛施設庁の職員で一般職に属す

るもの」を「一般職に属する職員」に改める。

理由

防衛庁の任務の遂行の円滑を図るため、自衛官の定数を改めるほか、防衛庁本庁の附属機関として防衛医科大学校及び自衛隊離職者就職審査会を設けるとともに、自衛隊の任務の遂行の円滑を図るため、航空自衛隊航空総隊の編成に航空混成団を加えるほか、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○増原国務大臣 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の理由と内容の概要について御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

第一は、自衛官の定数を、陸上自衛隊千人、海上自衛隊三千六十五人、航空自衛隊二千九百十八人及び統合幕僚会議五人、合計六千九百八十八人増加するための改正であります。これらの増員は、沖縄地域における防衛及び災害派遣等の民生協力の任に当たる陸・海・空自衛隊の所要の部隊を沖縄に配備することに伴うもののほか、海上自衛隊の艦船の就役、航空機の就役等に伴うもの、航空自衛隊の航空機の就役、ナイキ部隊の編成等に伴うもの及び統合幕僚会議の情報機能強化に伴うものであります。

第二は、自衛隊の部隊等で重要な役割をになう医官をみずから養成し、自衛隊における医官の不足を抜本的に解消するため、防衛庁本庁の付属機関として防衛医科大学校を設置することであり、防衛医科大学校の修業年限は六年とし、入学資格、設備、医学教育の内容、教員の資格等については、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の例にならうこととし、この大学の卒業生には、医師国家試験の受験資格を与えることとしております。さらに、防衛医科大学校においては、

同校卒業生等に対し、医学に関する高度の理論及び応用についての知識等を修得させるための教育訓練等を行なうこととして、自衛隊医官に研さんの場を与え、その資質の向上をはかることとしております。

第三は、防衛庁本庁の付属機関として、自衛隊離職者審査会を設けることであり、これは、学識経験者を含めた五人の委員をもって構成し、自衛隊員の離職後の営利企業の役員等への就職について審査する機関とするものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一は、沖縄地域における防衛任務を空全に実施するために、沖縄に配備する航空自衛隊の航空機部隊、航空警戒管制部隊、ナイキ部隊及び基地隊等の有機的な運用をはかり、一元的に統括し得る指揮機能を現地に置く必要があるため、航空総隊の編成に、司令部及び航空隊その他の直轄部隊からなる航空混成団を加えることとし、新たに司令部の所在地を那覇市とする南西航空混成団を設けることとあります。

第二は、防衛医科大学校卒業生は、卒業後九年以上は、自衛隊員として勤務するように定め、間、自衛隊員として勤務した場合を除き、離職者からは、原則として、所定の金額を国に償還させることとしております。これは、自衛隊医官をみずから養成し、自衛隊において医官を確保しようとする防衛医科大学校の設置の趣旨から見て、必要な措置であると考えております。

第三は、現在、離職した自衛隊員が営利企業の役員等へ就職しようとする場合には、防衛庁長官の承認を要することになっておりますが、この承認を、前述の自衛隊離職者就職審査会の議決に基づいてすることとしようとするものであります。これは、自衛隊員の営利企業への就職の際の承認について、部外者を含む特別の機関の審査にかからせることによつて、その公正さを担保しようとするものであります。

第四は、自衛隊の予備勢力の確保のため、陸上

自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、合計三千三百人を増員するための改正であります。

これらの改正のほか、防衛医科大学校及び自衛隊離職者就職審査会の設置、南西航空混成団の新編等に伴い、防衛庁設置法、自衛隊法等について若干の規定の整備を行なうこととしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いをいたします。

○三原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三原委員長 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 今度の恩給法の改正につきましては、私、拝見をいたしまして、政府のほうでたいへん努力をいたしていらっしゃることを評価するものであります。ただし、私、考えますに、恩給というのは、受けていらっしゃる方は大体みな老人であります。しかも昔は、国家公務員というものは薄給の代名詞のように思われており、しかもいまと違つて、超過勤務手当のようなものもございませぬ。無定量の勤務に服しておたわけでございます。ただ一番大きな心のさきは、一生懸命働いてやめたら恩給をもらえるのだというところにあったと思うのであります。社会情勢の変遷によりましていろいろなきともございしたけれども、国が一ぺん約束をしてこれだけの給付をしてあげますということは、精神において守っていきたいと思うのです。私も大学で法律を習いましたときに、恩給権というのは一身に専属する既得権だということを大学の先生に教えてもらったことを覚えております。その精神が生かされてい

るかどうかということから考えますと、まだまだ十分ではないと思うのでございます。そういう観点から若干の質問をさせていただきます。

第一の恩給年額の増額でございますが、今度は、国家公務員の給与の改善率にスライドをして、昭和四十六、四十七年度分を合わせて三・四増額をする、これはたいへんけっこうなことなんです。いままでも委員会におきまして、たびたびこういうふうな趣旨の附帯決議をつけております。やつと実現をいたしたことは、まことにありがたいことだと思つておりますが、これは今後定着をしたものと見ていいのでしょうか。その点を大臣からお伺いしたいと思います。

○坪川国務大臣 加藤委員が冒頭に御指摘になりましたように、かつて退職公務員の方々は、国家に奉仕され、生涯を国家の公務員としてさげられた各位ばかりであります。したがつて、これらの各位に對しましての老後の保障を安定せしめるということとは、国の重大な施策の柱とせなければならぬわけでございしますが、こうした公務員の方々に對する恩給に對する配慮というものが、いままでも格差の是正等において十分漸進的には行なわれてまいつたのでございしますが、最近の公務員の給与の体系からかんがみ、あるいは物価の上昇等もかんがみまして、ここに抜本的なところの対策を整えることが非常に重大な課題になつてきたと私は判断をいたし、関係者各位の非常な御協力もいただきまして、御案内のような二・三・四という一つの画期的な上昇率をいたしましての予算措置ができましたことは、関係者各位の御協力のたまもので、深く敬意を表する次第でございます。したがつてこれは、物価等の問題、あるいは給与等の問題も考えまして、そして恩給審議会方式をとつての措置でもございします。で、今後はこれを安定した一つの制度といたしまして堅持しながら、事態に即応する恩給対策をさらに推進してまいりたいという覚悟でございます。

○加藤(陽)委員 ちょっと気にかかりますのは、

恩給審議会の答申の趣旨でもある、こういうふうにおつしやうと思ひますが、私の理解しておるところではそうじゃないのです。公務員の給与のアップにスライドをするということは、こしから始まった。恩給審議会の答申とは若干違ふように思ふのです。その点は、大臣、だいいじょうぶですか。今後、こし以降はこの方式でやっていくということをお答えいただけますか。

○坪川国務大臣 審議会方式ということでなく、審議会の議論なども踏まえてそれを基礎にしていく、いま御指摘の線でもまいりたい、こう考えております。

○加藤(陽)委員 了承しました。

次に、これは欲をいえば限りがないということになるかも知れませんが、私、退職公務員の方々にいろいろお目にかかつて意見を聞いておるのですが、もし公務員の給与のアップにスライドするということになりましたと、公務員の給与はこしから四月にさかのぼってアップしたわけですね。去年までは五月だったわけですから、恩給の改善はいつも十月からなんです。これは手続上のことなんでしょうか。どうしても十月でなければいけぬのですか。もつとさかのぼるわけにいきませんか。お答えいただけますか。

○平川政府委員 お答えいたします。ただいまの御質問は、現在の十月実施しておる支給を四月までさかのぼれないかということでありまして、そういう趣旨を踏まえまして、実は今年度の改善におきまして、さらにもう六カ月さかのぼりまして、二年分を一挙にやったわけでありまして、したがって、四十六年度の一一・七%と四十七年度におきます一〇・五%の二年分を一挙にやったわけでありまして、御要望の線よりは六カ月早くおつておる。

先生の御質問は、さらに六カ月繰り上げてはどうかという御質問でございますが、実は十月実施という点が問題でございます、これは恩給制度のみならず他の年金におきまして、十月実施なしは十一月ないし翌年度の一月が全部でございます。

いまして、それ以前の実施時期をとっている年金はないかと思ひますが、それは一つには、御承知のように、ベースの改定は、現職の公務員に対して給与するという組織ではなくて、現在ばらばらにおられる方々に対する給付でございますから、手続上かなり時間を要する。結局、いろいろな問題から、実は他の年金との関連もございまして十月実施になっておりますけれども、この点につきましては、早めれば早めるほど受給者の利益になるというところは当然でございますが、そういった点につきましては、今後ともいろいろの点から検討してまいりたい、このように考えております。

○加藤(陽)委員 いまのお答えにもありましたけれども、やはりこれはいろいろなかの公的年金との関係もあると思うのですが、内閣審議室のほうの公的年金制度調整連絡会議、これはいまだどういふふうに進んでおりますか。

○今泉説明員 お答えいたします。

公的年金制度調整連絡会議のこれまでの討議におきましては、経済的諸条件の変動によりまして、国民の生活水準、物価、給与等に著しい変動を生じた場合に、これらの変動を総合勘案いたしまして年金額の改定を行なう必要があるということについて、各省とも考え方は一致しているわけでございます。しかしながら、御承知のように、各制度は、それぞれ異なる目的、沿革等を有しているために、共通の年金改定の基準を定めることはなかなか困難であるということが、諸般の検討の結果明らかになりました。そこで、四十六年一月の第六回の総会を、今後の取り進め方をきめます中間取りきめを行ないまして、これを、各それの沿革、目的等に類似性を持った幾つかの公的年金グループに分けたわけでございます。

○加藤(陽)委員 ちよつと、時間が少ないので、中間取りきめと以後のことを……。

○今泉説明員 それでは、その問題は御承知だと思いますので、昨年の四月以降のような検討が行なわれたかということでございますが、まず、この会議といたしましては、総会なり幹事会等を四

回開催いたしました、各グループの審議状況を聴取するとともに意見交換等を行なつておるのでございまして、各グループのこれまでの検討状況を御説明いたしますと、民間グループにつきましては、厚生年金、国民年金及び船員保険の年金改定の問題でございますが、これはこの制度全般にわたる審議の中での重要な一環として検討されてきたもので、さらに社会保険審議会なり国民年金審議会等の審議を経まして、次のように取りまとめまして、現在、制度改正に必要な法案がこの国会に提出されております。

すなわち、年金額の改定の指標としては、消費者物価指数が年度または継続する二年度以上の期間に五%をこえて変動した場合に、その変動した比率を基準として、政令で定めるところにより年金たる保険給付の額を改定するという、消費者物価によりますいわゆる自動スライド制をとることになったわけでございます。なお、五年ごとの財政再計算期におきましては、国民の生活水準なり賃金の上昇などを含めまして、総合的に見地から年金額全体について政策的改定を行なうということとは従来どおりでございます。

次に、公務員グループの年金額のスライド問題でございますが、ただいま申し上げました、厚生年金保険におきます消費者物価による年金の自動スライド制が導入されることに関連いたしまして、公務員グループの共済法におきまして、消費者物価による年金の自動スライド制を規定することの適否について、公務員グループとして種々検討が行なわれましたが、いまのところ、その結論がまだ得られなかったという状況でございます。そこで、当面今年度は、従来どおり恩給年金の改定方式にならしまして、昭和四十六年度及び四十七年度の公務員給与の改善率によって共済年金額の改定を行なうことになつておるわけでございます。

なお、年金額の自動スライド問題は、公務員グループ内の各制度の相違点の調整などを含めまして、今後の共済年金制度のあり方について基本的な問題としてなお検討を続けるということにいた

しておるわけでございます。次に、私学、農林グループといたしまして、私立学校教職員及び農林漁業団体の職員のグループにつきましては、これらの団体の職員の給付体系が公務員に準ずるということになっておりますので、公務員グループに準じまして検討が進められておるところでございますが、検討に際しましては、公務員との給与体系の相違に配慮しながら検討を行なつておるということでございます。

次に、労災補償グループでございますが、労災補償制度におきますスライドは、制度の性格からいたしまして、賃金水準の変動を基準とした自動スライド制をとるべきであり、その意味で現行制度はおおむね妥当であるとしながらも、本年一月に労災保険審議会に設置されました労災保険基本問題懇談会におきまして検討が行なわれることになっておりますので、これらの状況を参考としながら災害補償グループとしての検討を進めることにいたしました。

今回の結論としては、民間グループは一応結論が出たような状況でございますので、公務員グループの検討結果を待つてさらに本会議としての検討を進めたい、このように考えております。

○加藤(陽)委員 いままでのお仕事の状況はわかりました。そんなものだろうと思ひます。問題は公務員グループですが、今度のこの恩給法の改正に準じて改正を考へるというふうなイメージがあるように思ひます。これは財源の問題はどうなるのですか。だいいじょうぶなんですか。

○今泉説明員 各グループの状況につきましては、私どものほうでは各グループにおまかせしておりますので、その辺りやと大蔵省の共済の担当官でないとお答えできないのでございます。

○加藤(陽)委員 それじゃ、大蔵省の方に来てもらわなければ答弁がいただけないので、きょうはいいいです。これは次の委員会にいたします。その次に、これは大臣にお尋ねしたいのですが、昨年一昨年も当委員会におきまして附帯決議をつけておるわけです。この第一項目の国家公務員

の給与スライド制ということ、これは今度実現していたら非常にありがたいことなんですが、第二項目として、旧軍人に対する一時恩給に關しては、引き続き實在職年が三年以上七年未満の兵に對しても、前向きな検討を加えること」。

これはおとしも大体同じような附帯決議を當委員會でつけておる。參議員の内閣委員會でも同じような附帯決議をつけていらつしやるわけだ。ことしこれは実現していない。これに對して長官のお考えをお聞きしたいと思います。

○坪川國務大臣 いま御指摘になりました問題につきましては、衆參兩院の内閣委員會においてしばしば附帯決議が附せられているところでございますが、そもそもこの一時恩給は、國庫納付金の払い戻しという性格のものであり、納付金の給付がなかつた兵につきまして、戦前においても一時恩給の制度はなかつたものであります。したがつて、兵に對しましての一時恩給を給するすれば、一時恩給の性格を恩給法の上においてどう理解すべきであるかというむづかしい問題もございますけれども、兩院の内閣委員會においてそれぞれ附帯決議が累次にわたつてなされておる重要な問題でもございまして、その御決議を踏まえながら、目下、關係の當事者として慎重に検討を進めておるといふような事態であることを端的に申し上げて御理解いただきたい、こう思います。

○加藤(陽)委員 これは、長官がおつしやつたような問題があることは、われわれ十分知つてゐるんです。ただ、昭和二十八年の改正のときにはもう申し上げるまでもなく御承知と思ひますけれども、七年以上在職の兵に對して一時恩給をやつてゐるんですよ。やはり兵と下士官以上に対する考え方が違つてゐるんですね。昔は、兵隊は徴兵の義務で行つたんだから公務員でないんだという考え方があつた。そうじゃないんだということ、二十八年に一ぺんおやりになつてゐる。そのことも踏まえた上で當委員會でも二回にわたつて決議をしてゐる。これはやはり立法院の意見といふものを行政府は尊重してもらわなければいかぬ

と思ふんですね。前向きに検討するおつしやいましていただいても、具体的にこれは恩給局長さんにお聞きしたいと思ひますが、どういふふうにやつていらつしやいますか。

○平川政府委員 実はこれはただいま大臣から答弁がありまして、法律的には非常に問題がある制度でございます。率直に言ひまして、ただ、先生が御指摘になりましたように、昭和二十八年の軍人恩給法改正の當時におきましては、確かに引き続き在職年が七年以上というふうな者につきましては、兵についても在職恩給を給してゐる。確かに三年以上七年未満の兵に對しても給してゐる。いいんじゃないか、こういう議論も当然あると思ひます。

それで私が申し上げたいのは、実は二十八年當時の實情を申し上げますと、その當時加算という制度がなかつたわけでありまして、したがひまして、兵で七年も在職年があるにもかかわらず、こういう人たちに對しまして加算制度がございせんから、普通恩給を給するわけにいかない。そういう人たちは、すなわち長期在職の方であつて、かつ普通恩給にならないような人に何とか給したいという考え方、実は七年以上の兵に對しましては、いわば特例的な措置といたしまして一時恩給を給したわけでありまして、これが率直なところでございますが、それから二十年経過しておりますから、その間における社会的、経済的な考え方から見て、二年間かけて検討しておりますが、いまだに結論に達してないわけでございますが、今後とも、そういう社会的な、あるいは経済的な考え方というものの考慮というものを考慮に入れながら検討したい。ただ制度的には、いま申し上げましたように問題がある点がないわけではない、こういうことを申し上げたわけでございます。

○加藤(陽)委員 これはまことに失礼な話だけれども、前向きに検討していらつしやらないといふことなんです。加算の問題は、これは政府

のほうからそういうふうな趣旨の御答弁は聞いております。そのことを踏まえた上で決議をしてゐるんですから、その理屈に返つての御議論は困るんですよ。これはぜひ、長官お聞きになつておわかりになつたと思ひますが、ほんとうに前向きに検討していただきたい、こういうことを要望いたします。

その次にお伺ひいたしますのは、今度格差の是正の問題が出ましたが、四号俸お上げになつた。これはけつこうなんです。四号俸お上げになつた根拠をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○平川政府委員 この措置は、文官のいわゆる實在職年で十七年以上、警察官の職務につきましては十二年以上在職した者につきましての優遇措置でございます。実は文官等の在職年あるいは恩給年額等を検討いたしますと、あとで退職いたしました者ほど恩給年額が實際において多くなつてくる。これは実はすべて恩給のベースに乗つてゐるにもかかわらず、そういう現象があらわれてゐるわけでございます。そこで、その原因を探索したわけでございますが、実は私のほうでいろいろ検討いたしました結果、次のような結果がわかつたわけでありまして、

それは、たとえば同一官職でありまして、その職務の内容と評價が変わつた場合におきましては、たとえば実例をあげますと、内局の筆頭課長補佐といふものは、十数年前までは三等級であつたが現在では二等級に格上げされておりますが、そういう人たちに對しましては格差を是正する必要はないけれども、そうでないほとんどのすべての人に該當するであろうような、たとえば昇給の短縮でありますとか、あるいは特別昇給のワクの拡大でありますとか、そういうこと、たいていの人は何年か在职したならば、その割合に応じて恩給を受けただろうという制度に基づく格差といふものを、私のほうでいろいろ資料を集めて一つの趨勢値を出したわけでありまして、そうしますと、實在職年が十七年以上の人、警察監獄職員等につきましては十二年以上の人につきましては二十年で約

四号俸の格差が出る。その格差は実は公務員の給与と同じような性格を持つものであるから、これは是正すべきである、こういう考え方では正したわけでありまして、

そういうことでございまして、実は恩給受給者の退職年齢といふものは、統計的には五十歳から五十一歳までの間に出ております。そうしますと、いま申し上げましたように、二十年経過いたしました大体七十歳、こういうことになりまして、理論的にも合うわけございまして、老齢者・遺族給与という考え方とも加味いたしまして、こういう措置をとつた次第でございます。

○加藤(陽)委員 四号俸は正の一応の考え方は承りました。實際問題としてこれだけいいというふうに思われますか。四号俸は正すればこれで足りるというふうには思われませんか。

○平川政府委員 私のほうの資料としては、文官につきましては、四号俸は正すること十分補てんできる、このように考えております。

もつともこの考え方は、すべての職員それぞれについての差異を無視しまして、一律に四号俸上げるわけでございますから、個々の人につきましては若干問題はあるかと思ひますけれども、こういう問題はやはり、趨勢値をとつて、それに基づく理論的な根拠をやつておりますから、いわゆるマクロ的な考え方としてはこれで十分である、このように考えております。

なお、公務員に対する不均衡は正は、先生特に御承知のように、二十三年七月以前のものにつきましては、実はこれは率直に申し上げまして、恩給的な格づけにおきましてむしろ過酷であつたわけでありまして、これを過去四回にわたつて正したわけでありまして、そういう意味における不均衡は正も、過去四回の不均衡は正によりまして完全に是正されておりますし、いま申し上げましたような、特別昇給とかそういう公務員給与のベースアップに準ずる、そういうものに基づく格差は正といふものは今回の措置によつて是正される、このように考えておるわけでありまして、

ヤース勧告を受けて、人事院の所管である公務員法の中に、恩給というものを研究してその成果を明らかにせよ、勧告しろ、こうなっていたので、ついに勧告をしたのですけれども、このとき以来実は根本的な問題がある。ところが、ここまで来ると、これだけ物価が上がってくる中で恩給というのはい体どうあるべきかという、加藤さんの先ほどの質問なども、掘り下げていくとそこにつかる。そういう基本的な問題が一つある上に、もう一つまた最低保障という問題がある。だからいいかげんなところがたくさんある恩給だけれども、当面、最低保障というものを重視しなければならぬと思っていたのです。なぜならば、生活

保護法によって生活保護されている方よりも低い恩給をもらっている人がざらにあるという、こういうばかげたことになっているわけだ。したがって、最低保障というものは深刻に考えなければならぬ問題なんですけれども、今回の場合どうも据え置きになっているのですね。そういう点などを考えまして、私はどうも納得いたしかねる。そこで、まず承りたいのは、現在の公務員恩給をもらっている方の平均受給額というのは一体幾らになるか。それからあわせて地方公務員の恩給の受給者の受給額の総平均というのは一体幾らになるか。まずここからひとつ明らかにしてください。

○平川政府委員 恩給年額の平均額でございますが、恩給は御承知のように、在職年と俸給が八十二号に分かれておりますので、非常に組み合わせが複雑になっておりますが、単純平均したものを申し上げます。

文官の中で、いわゆる本来の文官と教育職員と警察監獄職員、待遇職員とございますが、今回の改正におきまして、これは普通恩給だけ申し上げますと、教職員が四十七万八千円ぐらいでございます。それから文官が三十九万二千円、待遇職員が二十八万七千円、それから警察監獄職員が二十二万六千円というところでございます。一カ月幾らになりますか。

○平川政府委員 年額が三十九万円でございまして、これは十二で割った計算はしておりませんから、これは十二で割ってございまして、一カ月幾らになりますか。

○大出委員 だれかそこでちょっとやってみてください。一カ月で幾らと出してくれぬと、ぴんとこないでしょう。

○平川政府委員 文官が約三万三千円でございます。それから教育職員が約四万四円というところでございまして、

○大出委員 待遇職員は二十七万ですから、これを十二で割りますと、二万二、三千円ですな。そうして警察が、さっき二十二万とおっしゃいます

たな。そうすると一万八千からこらしかない。それで、いま生活保護が、これは六十歳男子というふうに特定してみましよう。長官、六十歳男子で生活保護を受けている人は一カ月幾らですか。ランクがございまして、最高と最低を言ってください。——東京都における六十歳男子、これは最低をとつても一カ月二万三千円です。

それから、二十年間もかけ続けた厚生年金。これは今度、社会保険審議会の答申に基づく改正案を政府が出してありますが、この政府が出してあります法案を計算すると、厚生年金の対象者が八十万なんです。八十万のうちで四十二万が二十年以上かけている。三十八万は全部二十年以下だ。それを三十八万をどけちゃって四十二万というのを対象に二十年以上というものを計算して、二十七年というところをモデルにすると五万円になるのですよ、政府の出しているのは。二十年というところを計算すると二万二千円なんです。

そうすると、二万二千円という、いま申し上げたように、二万三千円が六十歳男子の生活保護を受けている人の最低である。選択制があるのだから、そうすると逆に生活保護のほうから千円もらわなければいかぬことになる。

ところが、公務員の場合には、まだ低いのだ。警察職員なんというのは、一カ月一万八千何ぼでしょう。待遇職員というのは二万三千円ばかりです。平均だということになると、これは平均なんですから、平均だということになると、平均である限りは低いのと高いのと適当におののけるわけだ。そうでしょう。そうすると今度は、低いところというのは生活保護基準より低い人がざらにいる。一体生活保護基準より低い人がどのくらいおいでになりますか。

かつてこの委員会が永山忠則さんが、もう昔でございまして、ずいぶんこまかく計算した数字をお持ちになったことがある。以来どのくらゐ変わったか伺いたいのだが、生活保護基準よりも低い、それを特定いたしました。私がいま申し上げた一カ月二万三千円以下の人、何人くらい

おりますか。公務員、文官だけでけつこうです。

○平川政府委員 実は、この場におきまして二万三千円以下の人が何人いるかということについては、ちよつと資料がございせんが、私のほうで、生活保護費の関係で、ある条件を設定いたしました。恩給受給者で生活保護の適用を受けている者は何人くらいあるかということ調べてありますので、それをお答えいたします。実はこれは推定でございまして、恩給受給者二百七十三万人ございまして、結論として申し上げますと、これは推定でございまして、約九千五百六十人ではないかというように考えます。と申し上げますのは、その根拠は、現在あらゆる年金を含めまして、年金受給者で生活保護を受けている者は二十三人くらいおられるようであります。実はその四割が恩給受給者だということは大体わかつております。二十三人の四割といましますと、大体九千五百六十というところが推定されるわけでございます。いま、先生いま言われました数字は、私は資料はいま持っておりませんので……

○大出委員 だれももう年月は前でございますが、永山さんのお持ちになった数字というのは、私は明確に記憶しておりますが、当時、恩給をもらっている生活保護の方が八千。いま承ると、九千五百六十と、こつちやうなるならば、そうすると、この六、七年の間に八千が九千五百六十に、千五百六十ふえた、そういうことになる。昔の議事録をお調べになればわかります、永山さんが質問されておりますから。こういうことになっている。いまの恩給というのはなぜこうなるかという基本的な問題、長官どうお考えになりますか。

○坪川国務大臣 大出委員が深い御討議をされた数字上から出てまいるところの重要な御指摘でございます。ほんとにきびしいものを感じております。われわれといたしましては、そうした不幸な現象を思いましますに、やはり政府といたしまして、こうしたかつての国家公務員としての国へささげられた功績のある方々の老後に対する安らぎ、またこうした給与に対する喜びという

ものを、やはりもつと積極的に取り組むべきであるという気持ちは一そう深くいたしております。

○大出委員 答弁になりませぬけれども、こういうことなんです。欧州の退職年金なり老齢年金なりというものの思想は、いま長官がおっしゃったように、長年働いてこられた方々が一定の年齢に達して職を去る。しからばその方は、その長い年月働かれて世の中に価値を生み出した。いかなる職業でも何らかの価値を生んでいるわけでありまして、じゃ、その人が働いて価値を生んだその価値に当たるものを俸給としてもらってきたかという、その人が生み出した価値の三分の一、学者の推計では大体そのくらいのもので給与になつていない。俸給としてもらっていない。だから、かりに半分もらつたとしても、その方が働いた価値に匹敵する半分だけを俸給としてもらつて、半分は世の中に置いてきやつたことになる。簡単に言えば、それがいわば今日の文化であり文明であるというふうな規定すれば、次の世代はそれを今日受け継いできているはずだ。そうだとすれば、その先輩の方々の、人間的に考えれば、権利があるはずだ、文化、文明という形で置いてきたんだから。それは何かというと、休息の権利である。だからその休息の権利である限りは、その休息の権利を完全に充足させる責任が次の世代にある。つまり国家を形成している限りは国にある。こういう形になるという思想があるんですね。フランスのかつての労働大臣の銅像ができておりますが、この思想を強調した人です。だから、いまでも神さまのごとくいわれてはいるわけですね。パリッジあたりのパリッジ・プランだつてアトリーがあとを継いだわけですけども、チャーチルさんの時代の話です。御存じのとおり、第二次大戦をやる。ドイツと戦争するのだから、イギリスは荒廃に陥るだろう、だがしかし、戦後は掃箏から墓場までということ、こういうプランを立てるのだといつて明らかにして、だから一緒に戦おうじゃないかといつて戦つたわけですね、イギリスの場合は。戦後、社会情勢の変化の中で労働

党内閣ができましたが、まさにこれを歴代内閣が受け継いでこなければ選挙民の信を失ってしまう。同じことです。だから、そういう意味から早くからスライド制というものがこの国でも取り入れられていたわけですね。

そこで、スライド制が取り入れられているから、ずつとそのいしえの、従前賃金といわれておりますけれども、つまり古い時代の賃金、いま加藤さんがいみじくもおっしゃった、二十三年以前の方々のような古い方々の賃金がスライド制を完全にとられていけば、ほんとうはいまの世の中に妥当するんですよ。ところが、していない。こういうところに、従前の賃金というものが今日保障されていない、仮定俸給表の中で、それを日本政府といのはごまかしてきたわけだ。これはわれわれを含めて重大な責任ですよ。そこに二十三年以前の方が大多数なんだ、かつてりつばな官吏として働いて、あるいは公務員として働いて、二十三年というのは公務員法ができたときですから、官吏俸給制度という形のもの、公務員俸給制度という形のもので分かれたのは二十三年なんだ。私は二十三年の十二月から官公労をこしらえて、官公労事務局局長を長い間やつてまいりましたが、つまりこれはその分かれ道だ。その従前の従前賃金が保障されていない。そこで実は今日のこういうばかげたことになっている。りつばな仕事をしてきた方々が、今日生活保護を受けている老人よりなお低い。その方々が、いまのお話で、私はこれはもつとあると思えますけれども、いまの平川さんのお話だけでも九千五百人から九千六百八人とおっしゃる。こんなばかきことをほうつておける筋合いじゃない。

そこで承りたいのですが、欧州各国、イギリス、フランス、西ドイツあるいはスウェーデン、デンマーク、ノルウェーあるいはイタリア、こういう国々は、スライド制というものを一体何年ぐらいから導入されておりますか。

○平川政府委員 先生の御質問は、スライド制を何年ぐらいから導入してあるかという御質問であ

りますが、実はスライド制そのものがどういうものであるかという……

○大出委員 それも含めて答えてください。時間がかかってつこうですから。それも含めて、こういうスライド制に何年ごろからどう変わったか、これは基本ですからおっしゃってください、けつこうですから。

○平川政府委員 それでは、時間もかかりますけれども、簡単に申し上げますが、大体欧米の先進国をとりまします、まず、イギリスにおきましては、これはスライド制そのものが確立しておりません。政策的な配慮でそのつどそのつどやっておる。結果として見ますと、何を基準にしているかといひますと、主として物価を基準にしているようでございまして、スライド制はそういう意味において確立しておりません。なお、この年金の内容でございしますが、実はイギリスが一番低賃金条件になっております。一年につきまして八十分の一という低い率でございしますから、これは日本の恩給法に直しますと八十分の十七というふうになります。これは実は恩給法の百五十分という分母に直しますと、百五十分の三十二でございします。日本の恩給は百五十分の五十でございしますから、十八から低いということになる。

それからアメリカでございしますが、これはスライド制は確立しております。これは先生も特に御承知のように、過去三月分におきまして三%以上の消費者物価の上昇率がある場合においては、それに応じてスライドするということになっております。したがって、これは物価スライド方式と考えていいと思いますが、実はこの年金の内容が日本より若干落ちておるわけでありまして。といひのは、最初の五年間が一・五%、次の五年間が一・七五%でございしますが、それから十年をこえると二%になりまして、これはたとえ十七年をとりましますと百五十分の四十五という数字になります。日本よりは五低いということになります。

西ドイツは、実は公務員給与にスライドをしております。ただスライドのやり方は、これは五、

六年前になりますが、私が行きました当時においては、公務員給与にスライドしてございましたけれども、スライドの措置は、法律措置あるいは予算措置等におきましては数年おくりおるようございします。たてまえとしては公務員給与にスライドしてあるということではございます。内容的には、恩給法と同じ十七年をとりましますと百五十分の七十となりまして、わが国よりは二十三だけ低い、こういうことになるわけでありまして。

次にフランスでございしますが、フランスは、先生、給与で非常にお詳しいように、点数によつて給与があらわされております。実は退職者もこの点数の移動によりましてスライドするということになっておりますが、処遇の内容といたしましては、恩給に直しますと百五十分の五十一というところになっておりまして、わが国の恩給制度とほぼ同じようになっているわけでありまして。

このようになっておるわけでありまして。

○大出委員 それしかおっしゃらぬのですか。私はまだほかのことも言ったのですがね。イタリアにしても、スウェーデンにしても、その国その国の歴史があつていろいろな形の恩給をつくつてきております。それでは、あなたのほうでひとつこれを資料にして出していただきたい。というのは、いまここであなたの言うことを反論すると、またあなたのほうの資料をさがさなければいかぬですからね。

英国でも選択権がございまして、たとえば郵便労働者年金は一般の年金より高いほうをとる選択権がある。私は郵便労働者の一人ですから、自分で行つて調べてきているのですからそれは百も二百も知つておる。したがって、いまのような簡単なことを言われたのではまことに迷惑なんで、そんなことを言うなら、社会保険の中に占める年金のウェイトはどのくらいか、これはお調べになるとおわかりになるので、ついでにそれもお答えいただきたいと思います。ILOの資料がございしますね。どんな資料でもけつこうですが、つまり社会保険給付等の支出に占める年金給付支出の割合、これ

は一つの基準です。それから年金給付費の国民所得に対する比率、これはILOにもございします。各国別に全部出ております。ただしこれは年次からいきますと、一九六六年ぐらゐまでがいまILOにあります。その中には日本も入つておる。したがって、そのウェイトがどのくらいであるか、これはたはずれに違ふ。どのくらい違ふかといひのを、いま皆さんのほうでお待ちでないからあとで資料として出して下さい。これは基本的な問題で、私もいろいろ調べております。したがって、今回社会保険審議会でもございしますか、その出した答申の中身で一体なせ六〇%といううなものがある方が出てきているかというところにも論議がある。つまり職業についておられたときの俸給、だから停年でおやめになる前の経済的収入のおおむね六〇%というものを一つの目安にしているのですか。そうなる、なぜそういう答申が出てきたか。また一体なせ五万四千元なんてことを、その中身は別として政府は言い出したか、欧州とアメリカとの関係において、実はここに問題がある。したがって、いまあなたがお話になつたのはどういふ資料に基づいておっしゃつたかというその出所を明らかにして、資料でお出しをいただきたい。その上でいまの点は少し掘り下げて聞かしていただきたい。委員長、よろしゅうございしますね。

そこで次に、いまのお話の中に関連をいたしますけれども、従前賃金というものを保障していない。だから、これだけ多くの生活保護を受けてなきやならぬような人がいる。その歯どめをじやどうやつてやるかといへば最低保障しかない。いま、現行どうなつておりますか。

○平川政府委員 現在の最低保障の額を申し上げますと、六十五歳以上の者につきまして、實在職年が最短期間以上のものでございましては十三万四千四百円を最低保障としております。六十五歳以下につきましては十一万四千四百円がその額になっております。

○大出委員 それは一体どういう根拠に基づいて

そういうふうになされたのですか。

○平川政府委員 これは特に根拠というものを明確にスライド的に考えておるわけでごいませうが、一応めどといたしましては、国民年金、厚生年金等の定額部分をめどにしながらやってきております。

○大出委員 特に根拠としておられるものではございませんが、ずいぶん用心深い答弁に変わってきました。いまあなたのお話しになったように、特に根拠としておられるものではないんだというけれども、これはそこをめぐりにしているんだというわけですね。

そこで、いまお話しをなさいましたが、現行の厚生年金でいいますと定額部分が十一万四千四百円ですね。そしてこの定額部分が今度は改正をされるんじゃないですか。どのくらいになりますか。厚生省の方お見えになっていきますか。お見えになっていけばそちらで答えてください。

○平川政府委員 二十年勤務いたした者につきましては二十二万と聞いております。

○大出委員 二十二万八千四百円です。八百円抜けています。出ている法律ですから正確に言ってくださいよ、議事録に残りますから。そこで、現行十一万四千四百円が改正をされてこの国会で二十二万八千四百円になりそうである。なるかならぬかまだ通りませんからわかりませんがね。間違いないですか、これは。厚生省の方、よろしゅうございます。

そこで、六十五歳以上の方は十三万四千四百円、これが去年改正をした現行です。そうでしょう。で、厚生年金の定額部分の十一万四千四百円と、厚生年金の報酬比例部分がありますね。これが二万四千円です。それでございませう。この合計額、これがつまり最低保障額になっている。特に根拠としておられるものではございませんがめどとしてい——めどじゃなくて、そっくりそのままです。

○平川政府委員 めどというのは私の考え方を申し上げたわけでありまして、というのは、これは

先生、御審議の過程でいろいろ御存じのことかと思ひますが、実は向こうの最低保障が上がったからといって直ちに本法を改正しているわけではございません。それは恩給制度と最低保障というものをどうかみ合わせていくかということについてや、若干の時間が必要ということでごいまして、実は過去の経過等におきまして、御存じのとおり即座に上げておられるわけではない。そういう意味においてめどということをおし上げたわけでありませう。

○大出委員 そんなでたらめを言っちゃいけませんよ。十一万四千四百円の定額部分が今年二十二万八千四百円と倍になる。あなた方はまさか倍になると思つたわけではない。こんなには厚生年金が上がっちゃって、あなた方だつて驚いた。だから、報酬比例部分の二万四千円、これが倍になる。そんなことになるあなた方は思つたんじゃない。思つたんじゃないのに、いまのような答弁をするというのはどうなんですか。

問題はそこから一つ先にある。加藤さんがさっきおっしゃつておられましたように、二十三年以前の方々のような、たいへん不合理な目に今日あつて、生活保護までもらわなきゃいけないようになって、そういう方々をどう救うかというのを真剣に考えなきゃならぬ。そうすると、いま各国の例をあげようと思つたのですが、どうもあなたのはうは的確な御説明をなさらぬので、ちゃんと資料を出していただいてもを言わぬと、ちがはな答弁をやりとりして議事録に残してもしょうがないからあらためてやりまされども、たいへん矛盾ですよ。日本の年金制度の欠陥の最大の問題なんだ。非常に未成熟なんです。一般的に言つて日本の場合の老齢年金というのは、成熟期にきている欧州だからこそ、さてそこから先たいへん予算がかかるからどうしようかという、各国いま検討段階でしょう。日本のほうはのほほんといて、幾らも金がかからないから、ILOの基準からいって、ILOの調査からいって、まるつきり話にも何ならぬ。ずいぶん

それは違います。

ここにその数字が出ておりますけれどもね。この年金給付費の対国民所得比、国民所得に占める年金給付の比率、日本はわずか〇・三%です。これは権威あるのですよ。ILOの公式発表です。日本は国民所得に対してわずか〇・三%。ところがアメリカが三・四、十一、何倍ですよ。アメリカが金を使っているのは、一般的には老人年金に對してです。賃金は日本は三分の一、四分の一といわれているわけですから、にもかかわらずこれだけ違う。それからスウェーデンにおいて五・五ですよ。ずいぶん高いです。これは。日本は国民所得の中で〇・三しか使っていない。GNP世界第二位なんというのをいわれているのですけれどもね。そしてイタリアはまだ高い六・九。西ドイツはまだ高い八・八、国民所得対比で八・八%の年金予算をかかえている。日本は〇・三ですよ。これはどうにもならない。〇・三、こんなべらぼうなことではない。これは低い低いとききおつしやうな英国でも四・九ですよ。アメリカは三・四ですよ、それより多い四・九。四・九ということになると日本の十七、八倍です。そうでしょう。だから郵便局の労働者だつて選権があるのですよ。やめた年数によつて、一般の老齢年金と違ふんだから、郵便局の年金よりも老齢年金のほうが高ければそつちを選択するようになって、だから、そう簡単で、あなたが言うような、こちらの有利なところだけとつたて通用しない。その証にこれだけの金を使っている。フランスだつて四・六%です。日本の十六倍くらいこれはある。そうでしょう。〇・三なんです、日本の場合は。

こういうことになっているのだから、せめて歯どめとして最低保障くらいはきちつとしてあげなければならぬ。生活の保護を受けなければならぬ、長年苦勞した天皇の官吏といわれた時代の方々がたくさん受けておられる。そうでしょう。そうすると、その方々を救う方法というのは、不合理を正して、従前賃金というものを仮定俸給表の中心に妥協させるといふことはやらなければならぬ。それをおやりにならぬということなんだから、四回ばかりは正しましたが、これもひとつ資料をいただきたいのですが、やめた年次に従つて大体平均俸給のところ、属人的に、何野たれ兵衛という人はどういうふうになって、四回の正でどうなつて今日に至つておられるかという点をあげていただきたい。これも資料をいただきたい。いまここでお出し願えればいいのだが、実は恩給質問がきのうきまつたものだから、私もとつきの質問をして、それでなければ、私のほうで計算してきまされども。あなたのほうでばつと言つていただければいいけれども、その御用意もないと思うので、だからそれは、先ほど加藤さんの質問を聞いておりましたら、四回も是正いたしました、こうおつしやるから、じゃ四回は正した結果どうなつたかという具体的の中身がないと、先ほど加藤さんの御質問のようなことになる。

私もいまここに実例をあげて読み上げますがね。そこで、是正した年次は、昭和二十五年、二十七年、三十一年、三十六年、四十一年、四十六年、六回です、是正したのは。ちゃんと是正している。是正しているが、さつき私がここで関連質問いたしましたように、二十七年から三十一年の間には四年間ある。そうでしょう。三十一年から三十六年の間に五年間ある。三十六年から四十一年の間も五年間ある。そうすると、おおむね五年前後の間を置いて上げたわけですね。その五年間というものは低いまま。五年たつて是正したのはこうなつてはいない。こうなつておられるわけですね。そうでしょう。高いほうの人はこうなつておられる。そうでしょう。ここで一緒にしたつて、この間五年間というものは低いものをもらつて、この間五年間上げた、また五年間。ここで上げた。片方の仮定俸給カーブを描いてみれば明確にわかる。そうでしょう。この間全部低く据え置かれておられる。そうすると、その人たちがだつて本来なら不合理は正しては正していくべきだ。そうでしょう。長官、これはどうお考えになりますか。

○坪川國務大臣 先ほどから、あらゆる角度から

真摯に取り組んでおられる、それを踏まえての教
々の御指摘また御批判、私も十分拝聴いたして
る次第でございます。要は、政府といたしまして
これらのかつての国に奉職された公務員を含めて
の老人の、年を召された方々に対するとするの根
本的なる施策をどうすべきであるかということ
は私はほんとうにお話のとおり国民的重要課題
であらうかと思うのであります。

そうしたことも踏まえまして、実は与野党のお
許しをいただきまして、十二時半から、本内閣に
おいて老人対策問題の第一回の会議を持ちまして
発足をいたしましたので、総理が本部長、私と厚
生大臣が副本部長としてこれに取り組み段階に
なつて、きょう各官庁を集めまして、総理も出席
いたしまして、そうして今後のあらゆる老人問題
に、ことに物的な問題、また精神的な問題を含め
まして、具体的な対策をどうすべきかということ
がございまして、たいへん御理解ある御配慮を
いただきましたので、やらしていただきますが、
私はほんとうに、いまおっしゃったような問題を
十分ひとつ政府は心に入れまして、真剣に取り組
んで、こうしたほんとうに気の毒な九千五百名の
まだ生活保護の対策になつておる老人の方々を思
うときに、物的に、いわゆる制度上の上にも、行
政上の上にも、財政上の上においても、ひとつ抜
本的老人対策を打ち立てたいと、こういう熱願に
燃えて、ひとつきよう発足の段階になりましたこ
とを感謝申し上げながら、十分ひとついまの御指
摘の問題を事務的に真剣に取り組んでまいりたい
い。加藤委員もおっしゃったとおり、また大出委
員もおっしゃったとおりのそうした問題に取り組
んでまいりたい、こういう決意を表明申し上げて
ひとつお許しを願いたい、こう思います。

午後十一時二十九分休憩

午後零時五十三分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、
質疑を続行いたします。大出俊君。

○大出委員 先ほど、二十三年以前の退職者の問
題について、また恩給の基本的な問題に触れて議
論をいたしました。私のところに、二十三年以前
以前退職者で、何人か実は手紙などが参つてお
りますが、ここにございましては鹿児島県の方で
ございまして、今吉田右衛門さんという方ですが、
この人は、先ほどもちよつとお話がございまして
が、学校の先生でございまして。昭和二十三年以前
の退職者、カッコして、特に学校職員恩給算
定の基礎になる給与額の合理的な改定を行なうこ
とによつて、二十三年後に退職した恩給受給者と
の不公平を是正していただくようにさらに御検討
をお願い申し上げたい、こういうことでございま
して、理由は、さつき私がすでに代弁をいたしま
したが、二十三年の給料の改定時の在職者に対し
ては、学歴、経験年数などにより一律に給料改定
を行なつたんだ。その後、その改定された給料額
を基礎として、昇給のベースアップなどが積み重
ねられてきているんだ。しかし、二十三年以前の
退職者に対しては、さつき申し上げましたように、
いわゆる是正措置が行なわれてきたんだけれども、
計算の基礎になる給与額がたいへん低いんだから、
それが据え置きで、手をつけられていないという
ことになると、単なる是正は正といつても、その
たに表面を糊塗する結果にしかならない。実質
的に、さつき改定をされたということにならな
い。だから、その意味では格差が開きつぱらにな
つてしまふ。こういう意味の不公平を指摘して
おられます。

それから、特に二十三年以前の、戦時中の勤務
の状況というものをここに述べておられますけれ
ども、何と、五円の昇給も三年かかったのです。
こういう時代だったというのです。特に女の先生
は男の先生に比べて、二年ないし三年で昇給する
ところを、四年ないし五年かかった。この方の実

際に勤務した時代の実情であります。七年間ス
トップされた実例がある。東京の師範学校の卒業
と地方の師範学校の卒業とは、すでに初任給にた
いへん大きな差を當時はつけられる事情にあった。
いまはそんなことは全くない。出た師範学校の格
によつて昔は初任給がたいへん違ふ、実はこうい
う実情にあった。また、苦勞をして上級の学歴を
持つても、だからといって特別に昇給する道もな
い。先生をやりながら勉強して学校に通つてみて
も、やはり同じことだった。また、二十三年の給
料改定の時期に在職していたとすればその恩典に
あずかるべき当然な人が、その少し前にやめてい
るというだけで、こんなに大きな一生にわたる格
差を續けてくるというこの不合理を、数回の是正
と称する――実際には、もともとなる仮定俸給表、
つまり在職時の俸給でございまして、これが是正
をされない限りは、全く根本的な不合理の解消に
はなつていない、こういうことでございまして。

そこで、二十三年以前に退職をされた女の先生
方が、東京で先般お集まりになつたそうです。師
範学校卒業者ですから、まあ古い同窓会でござい
まして、うけれども、とたんにこの話が中心になつ
てしまつた。それで、私は乏しき養を養えず、ひと
しからざるを養える、こういう結びになつてい
るわけでありまして、さつき私も指摘いたしまし
たように、是正したではないかというけれども、
自分のことですから、自分で計算ができるのです
から。だから、二十三年以後、同僚で退職した
人もいるので、その方と比べてみても、たいへん
差がついてしまふということを述べておられるわ
けであります。

ときに、昭和二十三年六月の改正ベースという
のは一体幾らでございましたか。

○平川政府委員 三千七百円ベースでございまして。

○大出委員 當時は総平均賃金と、こういうたて
まえをとつておりましたからね。浅井さんの人事
院總裁のところでございまして、二十三年にでき
て、手をつけたばかりのときであります。したが

つて、この三千七百円ベースというのをひとつ基
準にしていまして、それ以前のと、属人的
にと私さつき申し上げましたが、このサンプル調
査を少しやり直していただきた。これはたいへ
ん重要なことだと私は思つております。したがつ
て、いろいろなケースがございまして、職種別
に、学校の先生の場合、男の場合、女の場合、そ
してこれは、二十五年の是正、二十七年の是正、
三十一年の是正、三十六年の是正、四十一年の是
正、四十六年の是正と追つていっていただいて、
この間に教職員の方とか警察の方とか、いろいろ
三十六年から四十一年の間にはございまして、
そのころのころも考えてひとつ属人的に追つてみ
ていただきた。そういうサンプルをつくつてい
ただいて、はたして、さつきお答えがあつたよう
に、どれだけが是正しているとおっしゃるのか。私
が具体的に幾つか指摘をいたしましたように、そ
れが是正といえるものになつていないのか、そこ
のところを詰めてみたいと思つたのです。

なぜならば、二十五年から二十七年までの間は
是正されていなくて、二十五年の是正で
いつているわけでありまして、二十五年と、六
年、七年とこの空間がある。二十七年から三十
一年までは、二十八年、九年、三十年、三十一
年という期間がある。そして三十六年の是正の時
には、三十二年、三年、四年、五年、六年とい
う期間がある。四十一年のとき、三十七年、八
年、九年、四十年、四十一年という期間がある。
以後四十六年。ですから、その間はこうなつてい
くわけですから、そこらのところを計算してみ
ると、はたしてどういふ結果が出るか。私にひまが
あればやりますけれども、ぜひ一ぺん皆さんのと
ころでやつてみていただいて、お出しをいただ
きたいのであります。その上で、先ほどの皆さんの
答弁が妥当なものであるかどうかという結論を私
は出してみたい、こう思つておられるわけござい
ますので、この点について御意見を承りたいと思
います。

○平川政府委員 いま御指摘になりました点は、

個々の属人的な点につきまして資料を提出いたします。一般論といたしまして、実は私、先ほど四回と申し上げましたが、これは私の頭の中にある昭和二十八年の軍人恩給以来のことを申し上げましたので、それ以後は四回でございますが、全部合わせますと六回でございます。具体的に申し上げますと、対象となる階層は、必ずしも同一人が六回受けたわけではございません。ある場合は一回受けた人もございまして、ある場合は一回しか受けていない場合もございまして、特に短期在職の方は、その間一回しか受けておりません。その場合、いずれにしても、昔の俸給でいきま

すと比較的低いところのほうを重点的に是正している。これは大ざっぱな話でございますが、そういうことで是正しておるわけでございます。われわれの資料は、現在資料は持っておりますが、先生が言われました属人的なことも、かなりのケースを当たってやったわけでありまして、マクロ的な結論でございますが、六回は是正で、われわれとしては、ほぼ是正されておる、このように考えております。

というのは、先生御承知のように、二十三年七月以降で逆に陥没是正というのがございまして、当初の法律では二十三年十一月までの退職者については陥没是正をやったのです。ところが、六回は是正をした結果、陥没是正の二十三年の時期をもっとさらさなければならぬということになったわけでありまして、これは、内容的には先生御承知のとおりで、前を上げますとそれ以後の退職者が低くなる。やはりそれも伸ばしまして、これは無制限に、実は撤廃するようになつておりました。したがって、二十三年七月以後の人は無制限に陥没是正をしなければならぬ。そういう一つの事態というものは、やはりわれわれといたしましては、二十三年七月以前の是正がかなり行なわれているもの、このように理解をしております。ただ、個々のケースをとりましても、いま言ったように非常に多いケースでございますから、どういふ問題があるかということにつきま

しては、全部について当たつたわけではございません。その点はわかりませんけれども、一般的にについてはそういう傾向になるということでございます。

特に女子公務員のことについて言及がありましたが、私自身も女子公務員に実はいろいろ当たつてみたわけでありまして、確かに恩給額が低いのは原因があるわけですが、その一因の中には、やはり俸給が低いということと、それからもう一つは在職年が非常に短いということでございます。御承知のように、学校の先生を最短期間限で恩給がつけばやめる、それで家庭に入るといふ人が多うございますから、結果としては在職年が短くなつて恩給額が低いということはあるんですが、もう一つ、先生が言われました、女子の方がゆえにかどうかかわりませんが、一般の男子に比べまして少し押えられる点があるのではないかとこの感じも率直にいたします。

これをどうするかという問題でございますけれども、突き詰めて形式論を申し上げますと、これは一般に給与の格づけの問題でございますから、実は私のほうは、現実的にどうかは別問題といたしまして、形式的には給与が妥当なものとして恩給のベースアップをしておりますから、そういう結果になるわけでございますが、しかし、恩給はすでに昭和三十四年に終わった制度でございますから、過去の問題について、結局手をつけるのは恩給以外にはないではないかという御意見もあると思ひます。そういうことも踏まえまして、われわれとしてもいろいろな角度から検討してまいりたいと思ひますけれども、なかなかむずかしい問題を内在しているような感じがいたしますが、しかし、いま申し上げましたように、旧制度でございますから、いまから現職者の給与のように直すという役所がございませぬから、直すとするれば恩給局よりないということになれば、何か考えるべきではないかという御意見かと思ひますが、そういう点につきましては、できるだけいろいろな角度から検討したい、このように考えており

ます。

○大出委員 いまから二十五年前が一つの節でございまして、そこで、その節以前に恩給受給資格を得ていた人でありまして、確かに今日相当な年配でございます。いまお話がございましたように、私も当時、昭和十四年に横浜の鶴見の郵便局につとめて郵便配達をやつていた時代でありましたが、当時はほとんど兵隊に行きますので、半分女の人間なんです。郵便配達までしませんでした。地下下ばかりで働きやうに一生懸命配達してはいた時代なんです。学校だって次々代用教員ですよ。言うならば女の先生ばかりです。そういう時代だから、いまのように労働組合があつて、こまかく男女差別なんというの指摘できる時代ではない。だから、この人が書いてあるように、ましてや鹿児島、いなかというのではこの方に申しわけないが、このほうならばなおそう。だから、そういう時代の方々を、いまお話がございましたように、何とか新しい時代と即して考えてあげようということになるとすると、恩給しかない。しかもこれからの方々は何年と先がない。

とにかく二十五年前というと、私がまだ二十五歳何カ月で官公労事務局長をしていた。官公労百七十万。この下の広場で大演説がいつていた時代です。そのときにマイヤース勧告などというものがあつた。官公労事務局の隣が退職公務員連盟、野本吉さん率いる団体ですから、一緒になつて一生懸命人事院を攻めて、給与局長瀧本さんと仲の悪い慶徳さんをおだてたりけんかしたりしながら、やつと恩給勧告を出させたのだ。出させたらやらないのですから。ふざけた話だ。マイヤース勧告というのは思想は無視なんですからね。その年に一体どれだけ恩給受給資格者がいるかというのを調べて予算を組むというのです。言つてみれば、これは税金で払うのだから賦課方式みたいなものです。そうでしょう。そういう思想なので、マイヤース勧告を実施していれば、いまこんな騒ぎをしなくて済むとさえ実は言ひたいわけなんです。

だから非常に残念なことで、ひとつ属人的に当たつてみていただいて、そしていまお話のように、これは全部が該当しているのじゃない。給与というものは、恩給もそうですが、運の悪い人は妙なもので切りがなくて悪い。どういふものか、しようがないのです。一ぺんつまずくとどこまでもついてまわる人がいる。そういう妙な不合理があるので、ぜひひとつ、きめこまかくこのところを当たつていただきたい。老人対策で坪川さんが出かけになるような時代になつたのですから、これはぜひお願いいたします。

そこで、最低保障の話先ほど私いたしました。この辺で少し大蔵省あるいは厚生省の皆さんに承りたいのでございますが、社会保険審議会で、公的年金の問題、そのうちの厚生、国民年金等、三者構成で労使を入れていろいろおやりになつておる。ここで意見書でございますか、出されたわけでございますか。それは一体大筋はどういうことでございますか。厚年なら厚年で厚年年金部会でございますか。中心点をひとつお述べ願ひたい。

○持永説明員 厚生年金審議会は、先生おっしゃいましたように、三者構成の審議会でございますが、その審議会が昨年の十一月からずっと懇談会をやつていただいたわけでございます。ことしの予算の確定いたしました段階で、正式な審議会に御諮問申し上げて御答申いただいたわけでございますが、その懇談会の中で言われておりました大筋、ちよつと私、記憶で申し上げて、資料を持っております。その中で、一つは年金額の水準について大幅な引き上げをするというところで、その水準としては、厚生年金は御承知のように標準報酬制をとつておりますが、現業労働者の賃金、労働者の賃金は標準報酬にリンクしておるわけでありまして、そういったリンクいたしました標準報酬の六〇%相当分をいわゆる年金水準として年金の制度を設定しようということの一つだと思ひます。

それからもう一つは、特に厚生年金の場合には、従前五年ごとに財政再計算をやりまして、そのときに現実の経済実勢なりあるいは国民の生活水準に見合う年金制度の改正を行なってきたておりまして、けれども、非常に日本の経済実勢のテンポが早いわけでございます。最近、特に物価の上昇もかなりの勢いで進んでいる関係で、そういった動き、経済社会に対応できるように年金制度にする必要があるといったようなことで、それに対するスライド制の導入というのをいわれておったと思うのです。その場合に意見が二つに分かれておりまして、被保険者側の方々の御意見は、賃金にスライドさせるべきだということでございます。事業主、公益の方々の御意見は、当面は物価スライドすべきだという御意見であつたと記憶いたしております。

それから、大筋はそういったところでございけれども、あと国民年金審議会のほうでもいろいろ御意見いただきましたが、大体それと似たような御意見でございますが、国民年金審議会では特に福祉年金について当面大幅引き上げをはかるというようなことをいわれておったと思います。あとは、遺族年金その他についても少し、妻の座の問題でございまして、そういった点について抜本的な改正が検討されてしかるべきだという御意見もいただきました。

それから財政方式でございますけれども、財政方式につきましては意見が二つに分かれておったと思います。それは、被保険者側の方々の御意見は、当面、即刻賦課方式への移行を検討すべきだという御意見だつたと思うし、それから使用者側なり公益側の御意見は、将来、賦課方式への検討をするといったとしても、現実の時点で、わが国の人口老齢化が今後急速に進み、かつまた年金制度が未成熟の段階では一挙に賦課方式に移行することについては問題があるので、段階的にそういった方向に向かうべきだという御意見だと思ひます。

でも、標準報酬につきましては、労働者側の委員は、たしか最低二万円、最高限二十万円という御意見だつたと思ひます。それから使用者側は、最高限につきましてはもう少し上限を検討してもいいのではないかという御意見だつたと思ひます。

それから保険料率につきましては、政府の出しました諮問案は、現行の千分の六十四を千分の七十九に、男子の場合でございすけれども、するという案だつたと思ひますけれども、それにつきまして労働者の側は、できるだけ低く押えるべきだ、使用者側もできるだけ低く押えるべきだ、という御意見だつたと思ひます。

詳細につきましては、私、手元に資料を持っております。したがって恐縮でございますが、記憶で申し上げておるような次第でございますが、以上のような大要だつたと思ひます。

○大出委員 あわせてひとつ大蔵省の方にお願いをしたいのですが、国家公務員の共済長期、それらのほうの最低保障は現行十五万でございますね。これはどう変わるのございすか。

○鈴木説明員 国家公務員の共済組合法の最低保障のお尋ねでございますが、従来は、退職年金について申し上げますと、先生御存じのとおり十五万円が最低保障額としてきめられておりますが、この十五万円をきめておりますもともになりますのは、厚生年金の老齢年金との関係を考慮いたしましてきめられておる関係がございすので、このたび御提案申し上げております厚生年金の改正におきまして、定額部分が相当大幅に引き上げられるということとの関連も考慮いたしまして、三十万二千四百円という金額に改定すること御提案申し上げます。

○大出委員 共済年金、これは公務員ですね。それでございすように。公務員でございすな。

○鈴木説明員 はい。

○大出委員 これは平川さん、公務員なんですね、共済長期は。さつき申し上げましたが、二十三年

以前でいえば恩給国庫納金を払っている方々、つまり当時任官ということばを使っておりましたが、この方は十七年勤続で三割三分三厘ですね。百五十分の五十ですね。ところで、共済長期の方々は二十年で百五十分の五十、つまり三割三分三厘、三三・三三なんですね。だからこれは、当時同じ職場にいて、共済長期を払っている人、恩給国庫納金を払っている人、こうなっていたわけですね。だからこれは何も変わったシステムではない。

私も実は、電電公社まで含めて三公社が共済年金のほうにいきましたから、私のほうは、岸本大蔵省給与課長がおられるときに、私のところで立案をして、参議院議員永岡光治、横川正市連名で参議院から議員立法で出した。その際に参議院で大騒ぎになって、人事主任官会議が開かれて、岸本大蔵省給与課長から全通の提案これありという前書きをつけて、とうとう五現業一緒に年金共済にいつちやつた、こういう経過がある。

そこで、からみ合っている経過があるわけでありまして、このいまの共済が十五万円が三十万二千四百円になる。そうでございますね、いまの御答弁は、三十万二千四百円で、この計算の基礎は厚年とからんでおつたおしやる。どうからんでおるかという、十三万四千四百円プラス扶養家族ですね。つまり扶養家族の分を一・五人分と見ている。これが一万五千六百円になります。だから、十三万四千四百円と一万五千六百円を足しますと十五万円になる。これが現在の計算の基礎なんです。おわかりだと思ひます。そこで、厚年とからんでおる。厚生年金の十三万四千四百円の扶養家族の一・五人分の一万五千六百円を足した、だから十五万ということになる。これが現行の最低保障なんです。

これが、今回は厚生年金が、先ほど私、申し上げましたように改正をされる。二十六万八千八百円。この内訳は、定額部分の十一万四千四百円が二十万八千八百円にはね上がる。報酬比例部分が二万四千円でございますが、これが四万八千円にはね上がる。二十二万八千八百円と四万八千円を足しますと、

二十六万八千八百円ということになる。これが厚年の最低保障なんです。そうすると、これを基礎にいたしまして、厚年の二十六万八千八百円、これに先ほどの扶養家族一・五人分、つまり三万三千六百円になりますから、これを足しますと三十万二千四百円、こういうことになる。これがいまお答の前身。省略をされましたが、私が補足をすると、いまお答の共済長期、つまり共済年金は三十万二千四百円になる。厚年とのからみである、こういうわけでありまして。

ここまで改正をされておるのに、国家公務員の恩給部分のことについて、これは関係がないとおっしゃられるとすると、これは私は、そうでございますかとは言えない。さっきのような説明で、うんとは言えない。だから念のために私は冒頭に、一体恩給受給者はどのくらい平均額で今日もらっているのか、という質問を用心深くしてあるわけでありまして、これに対してのお答えがさっき警察まで含めましてございまして。そこで最低保障をすること、さらに、共済年金に基づく共済長期、国家公務員の共済組合に基づく三十万二千四百円、ここまで引き上げたところ、これは今回提案をされている恩給法にかかわる、あるいは文武官の仮定俸給表の改正、具体的に恩給受給者との関係ということで、どういうことになってまいりましようか。あなた方提案されておられませんけれども。一体どのぐらい金が要りますか。まず順番に承りたいのですけれども、この大蔵省からいま御答弁をいただいたところまで、三十万という台に最低保障を乗せる、共済の三十万二千四百円、こういう最低保障をした場合には金は幾らかかりますか。それから、先ほどの議論の中にございまして、六十五歳以上が十三万四千四百円、厚年の定額分プラス報酬比例部分を足したもので、これが六十五歳以上十三万四千四百円、これは現行であります。六十五歳未満は十一万四千四百円、これは厚年の定額部分だけであります。こういうことになっておるのではありませんか、筋からすれば、

先ほど、めどということばを使つた。くどいようですが、そこにめどがあるならば、そのめどが変つたのだから次のめどにしなければならぬことは理屈であります。しかも、共済年金の場合と、先ほど私が職場の例をあげましたように、恩給国庫納金をかけてきた諸君との間には何も変わっていない。同じ仕事をしていた。これまた疎外はできない。できないとすれば、三十万二千四百円というところまで持つていったつてふしぎはない。理屈は成り立つ。そうすると、そこまで持つていたら幾らかかるのか。そして該当者がどのくらい出てくるのか。おのおの分野に分けてどのくらいの該当者があつて、どのくらいの予算がかかつてどうなるのかということを確認にしたい。いかがですか。

○平川政府委員 ただいまの御質問でございますが、この席におきまして、三十万円で計算すると該当人員は幾らになり、金額が幾らになるかということについては、実は資料を持ち合わせておりません。それで、実はわれわれが検討する段階におきまして問題になりましたのは、率直に申し上げますと、現在、先ほど申し上げましたように、六十五歳以上の最低保障額十三万四千四百円になります。それ以下のものが十一万四千四百円ということになっておりますが、いろいろ情勢が変化いたしましたので、実は検討したわけでありまして、ところが、普通の恩給法上における文官というのは、いろいろ種類がございます。一番在職年の長い人で十七年でございます。最低恩給年限。ところが一方、国家公務員共済は二十年。掛け金率も違ひますし、ふえる率も違ひます。そういうことをいろいろ考えまして、現在のままで最低保障をやるということば、どうも壁にぶつかったわけでございます。

というのは、実は十三万四千四百円と十一万四千四百円自体におきましても問題があつたわけでありまして、御承知のように、恩給制度の中には軍人恩給もございまして、それから文官恩給もございまして、文官恩給でも、在職年が非常に

長い教職員、あるいは短い警察監獄職員、それから軍人の中でも在職年の長い人もございまして、短い人もございまして。そういう非常に多種多様の在職年あるいは俸給のばらつきがある中で、このままの形で最低保障制度を一つの額にするということになりますと、本来、最低保障の果たすべき公平にどの職種にもある程度の底上げをするという目的が達し得なくなるのではないかと。それで基本的には、最低保障という考え方を、従来の最低保障のやり方ではなくて、いわゆる端的に申し上げますと、職種の最低保障を恩給としては考えざるを得ないのではないかと。そういうことは、実は考えたわけでありまして、そうではないと、このままの形で上げますと、ある特定の職種の人が利益をこうむり、極端なことを言いますと、ある職種の者につきましては一人も該当者がなくなるのじやないかというように思うわけでありまして。そういう最低保障がいか悪いかということば、やはり恩給的に反省してみることがあるということば、実はいろいろ資料を集めつつあつたわけでありまして、本年度におきましては結果として間に合はなかつたということばでございます。そういう点につきましては、われわれとしては、先生の言われた趣旨は十分解しておるつもりでございますから、今後そういう資料を集めまして、方向はそうなるかどうかかわかりませんが、とにかく、いまのままの形で最低保障を上げていくということば、どうも私自身としてはまずいのではないかと、やはり方向を少し変えて最低保障というのを考えていかなければならぬのじやないかというように考え方を持つておる次第でございます。

○大出委員 いまの答弁は私の質問に対する答弁になっていないのです。別にまだ最低保障のあり方をどうするかという議論をしているのじやない。あなたのほうは何にもうたつてない、この中には、こういう考え方でやめましたという説明もしない。資料も何にも出してない。かがわり合ひが明確にあるのに。しかも坪川さんがわざわざ出ていって老人対策に顔を出す世の中に、恩給

受給者について見れば、文官にしても、軍人にしても、片方は目の前で厚生年金のほうのそれが基準になつていて、最低保障の額は倍額にはね上がる、今度は厚年が基準になつていて共済のほうはね上がる、三十万をこえるというのを黙つて見ないければならぬのだから、それならば納得し得る理由を明確にしなければ、こんな不親切な提案は受けられませんか。それならば正面から反対しますよ。そこで私は、あなたにちゃんと初めに、これも正確かどうか知らぬけれども、私に時間がなかつたから、きょう審議することをきうきめたのだから、だからぶつつけの質問になつていないのだから、それはしかたがない。一人しか人間がいないのだから。そこで冒頭、念のために、一休文官の平均の恩給受給者の受給額は年額幾ら、月額幾らかということばを聞いたはずですよ。あなたのほうは、文官の中の教職員をまず取り上げて四十七万八千円とおっしゃつた。文官と、こういうことで、何が入つていて説明もなさぬけれども、文官が三十九万二千円とおっしゃつた。待遇職員二十七万八千円とおっしゃつた。警察職員二十二万六千円とおっしゃつた。それで、あなたさつき答えたこの中に、しからば、最低保障を三十万に上げて該当者がありませんか。平均である限りは下と上とあるのだ。そうだとすると、あなたは共済と違うと言ふけれども、だから念のために申し上げたように、共済長期をかけた人は二十年で百五十分の五十なんだ。恩給国庫納金は十七年で百五十分の五十だ。当時、共済長期のほうは不遇だつた。逆に見れば条件は悪かつた。悪いほうに多く最低保障がついたとすれば、三十万にはね上がったとすれば、よかつたはずのほうとの関係は出てくるでしょう。当然じやないですか。そうならば、当然あなたはそういう計算をはじいてみて、かくかくしかじかのところに線を引いたら、文官の中でこれこれの該当者がある、あるが、しかし最低保障の考え方としては、あなたは口先の先でそこで抽象的に言うのじやなしに、数字と

いうのは正直なんだから、恩給というのは数字を

扱つてゐるのだから、だから職種別に全部出してくださいよ。片つ方、厚生年金、片つ方共済長期共済年金がはね上がつてゐるんだから、そのおのの基準にして見たら、六十五歳以上、六十五歳以下、共済との関係で三十万というところを基準にして、この公務員の中で該当者が一体どれだけのいるのか、各職種別に全部はじいてくださいよ。そしてそれを全部引き上げたら、最低保障をしたら予算は一体幾ら要するのか。これこれの予算を使うのはもつたないということになるのか。あなたが言うように、特定のところだけに、たとえば軍人恩給にしが寄るのか。そこらを全部出して見ていただいて、その上で、こういう数字になるんだから、どこが不合理だからこうだという理由なり、意見の対立でもいいけれども、何の準備もなさぬで不親切きわまりないじやないですか。恩給受給者の身になつてごらんない、軍人恩給にしたつて。そんな恩給局長どこにありませんか。だめですよ。長官、これは早急に全部試算をしてみらつてください。この国会で片つ方だけでゐるんだから。それで、それはやつてください。だめですよ。長官、どうですか。

○坪川国務大臣 いま御指摘になりました問題点、非常に大事な点でございますから、必ず提出させていただきますと思つております。

○大出委員 委員長にお願ひしておきますが、資料が足りないのだから、大きな疑問がある。同じ国会の別な委員会、大蔵委員会と社会労働委員会、改定案をやつてゐるんだから、その中で最低保障がはね上がつてゐるんだから、その基礎がこつちの最低保障となつてゐるんだから、それが倍になるんだから、それを黙つて腕組んで見ていてもできないのだから、したがつて、それを恩給に引き直してみたらどうなるかということを出していただいた上で、あなたの方の理屈を聞きましよう。そうでなければ、数字もなくてやりようもないじやないですか。特定のほうに寄りますといつても、どこに寄るかわからないでしょう。おまけに平均数字なんだから。退官職員一つ見たつて二

十七万八千円でしょう。平均が三十万以下だ。文官恩給といつても三十九万二千円なんです。だからそのところを全部試算をしてみたきたい、それをお願いいたしておきます。あらためてそのときに意見を申し上げます。

次に、三公社五現業、それから地方公務員、これがおのの共済年金に切りかわつたのは何年でございませうか。

○鈴木説明員 公企体共済につきましては、先生御存じのとおり三十一年でございませう。地方公務員の共済が現在の共済制度にかわりましたのが三十七年でございませう。国家公務員は御存じのとおり三十四年でございませう。

○大出委員 これが切りかわるまでは、さつき申し上げましたように、共済長期と恩給国庫納金の関係というのは、同じ職場で一緒だったんですけれども、それを切りかえてこつちに取り込んだわけでありませうから、そこらのことも考えていたでございませう。数字をいたしたい、こういうふうに思います。もしそれがいけなければ資料をお出しください。そんなものは幾らでも計算しますところ、念のために大蔵省の方に承つておきますが、千分の二十というところで恩給国庫納金を当時払つていたわけでありませうけれども、当時の積み立て金と申しますか、掛け金と申しますか、どういふことばで言つたらいいか忘れましたが、この財源、つまり恩給財政といひますか、そういう面ではどうなつてゐるんですか。国庫納金になつてゐたんだと思ひますけれども、それはどういふふうな経過を今日まで経ておられますか。

○鈴木説明員 当時の恩給国庫納金は、一般会計職員につきましては、当然一般会計の歳入として受け入れられたわけではございませうが、御存じのとおり、恩給につきましては保険のシステムをとつておりませうでしたから、これは歳入に入つたといふことで終わつてゐるかといふふうに承知しておりますが、一方、恩給の受給者に対します年金額の支給につきましては、毎年度の予算によりま

して措置をして支給してまいつております。国家公務員の共済組合が三十四年に発足いたしました以降につきまして、いわゆる新法の共済年金の受給者として発生いたします受給者に対する年金は、当然に、恩給の期間分と三十四年以降の共済の期間分との計算をいたしまして、その合算額が支給されるわけではございませうが、三十四年以前のいわゆる恩給期間に相当する分につきましては、毎年度の予算措置によりまして、前年度の支給金額のうち恩給期間相当分を翌年度の予算で措置する、実額を負担するという方式でたゞいままでやつてまいつております。

○大出委員 そうしますと、三十四年以降になりますけれども、国家公務員共済の四十七年度決算これは見込み額になりませうが、その収入と支払い、組合別負担金、掛け金、利息、計といふことでの区分、支払い、積み立て、給付金、計、こういうことで一体どういふことになつてゐるのかお述べいただきたいのです。

○鈴木説明員 四十七年度の見込みについていふことでございませうので、四十七年度の見込み額で申し上げますが、連合会関係について申し上げますと、これには二十組合が入つておられますけれども、負担金、掛け金、それから利息等を含めまして、利益の部が千二百九十億という金額になつております。一方、年金、一時金等で支給されま

す金額が約四百億でございませうので、差し引き準備金の繰り入れ額は八百九十億という金額になつております。ところで、積み立て金の関係でございませうが、長期の積み立て金の金額は総額で五千九百四十七億というものが四十七年度の見込み金額でございませうが、その中身について申し上げますと、短期性の預貯金について約百十八億ほどの金額になつておりますが、その他、資金運用部への預託、有価証券等長期の資金運用に回つております分が約二千八百五億ほどの金額になつております。さらに組合員への福祉還元という立場から、病院、宿泊施設等の福祉経理への運用がそのほかで千七百七十

億、あるいは組合員への貸し付けで千八百五十三億という金額でこれが運用されておる内容でございませう。

○大出委員 間違ひがあるかないかといふことを含めてひとつ承りたいのでございませうが、共済組合連合会は二十組合でございませう。それから郵政、印刷、造幣、林野、建設の現業五組合がございませう。そこで、この二つに分けまして、二十組合のほうは、収入が負担金として六百四十億、掛け金として三百九十億、利息として三百四十億、合計千二百八十九億。ここで一億、円いままおつしやつたことと違つておられますが、その違ひは

あとからおつしやつていただければつこうです。それから支払い、積み立て八百九十億、給付金三百九十九億、この計は当然のことではございませうが千二百八十九億でございませう。それから五現業の収入、負担金で三百七十六億、掛け金で六百十五億、利息で百九十一億、計七百三十三億。支払いが、積み立て四百二十三億、給付金三百九十九億、計七百三十二億、こういう数字でございませう。これが間違ひかどうか。

そこで、いまその先までお話になりましたが、積み立て金の運用、総資産額ですね。連合会と現業に分けまして、連合会は資金運用部へ千六百四十八億円入れておられます。宿舎の建設など七百五十五億、生活資金に貸し出し千八百五十三億、不動産投資四十五億、病院その他四百八十九億。証券を買つておるわけでしょう。証券、預金千五百十七億。現業は、資金運用部へ八百七十八億、宿舎の建設など十六億、生活資金に貸し出し八百十九億、不動産投資、病院その他が合計六百九十四億、証券、預金などが八百六十六億、計三千二百七十三億。この数字は間違ひございませうか。

○鈴木説明員 私、いま手元に五現業のそれぞれの分については持つておりますが、先生いまお話しがございませうした五現業の分の計を算は出してまいつておりませうで、逆に五現業を加えた合計額のはうでいま数字をお持ちいたしておりますので、その金額を申し上げまして、その差し引きになつておれば、それで合つておるといふふうに御了解いただきたいと思ひます。

合計の金額で申し上げますと、まず利益の部につきましては、二千二十二億という金額になつております。これから申し上げますのは、いづれも四十七年度の見込み額でございませうが、それに対して、年金等の給付金額が七百八億、準備金の繰り入れが千三百十四億、合せてまして二千二十二億という金額が合計の金額といふことになつております。

さらに資金の運用の面について申し上げますと、総額が九千二百二十億という金額になつておりますが、それぞれにつきましては、たゞいま先生おつしやいました金額のうち、連合会関係については、私、申し上げようと思つた内容と一致いたしておりますので、差額につきましては、おつしやる金額についてなお確かめてみたいと思ひます。

○大出委員 これは、いまの数字でいへば間違つてない数字だと思ひますから、資金運用部へ入れたものについては運用計画に載せてゐるわけですから、

○鈴木説明員 運用部への預託につきましては、一定の率によつて毎年度の決算上出てまいつた金額を預託することになつておりますが、その運用につきましては、理財局のほうで実は担当しておりますので、私、詳細について申し上げるあれを持つておりませうので、御了承いただきたいと思ひます。

○大出委員 預託利子をもらつてゐるといふわけですね。

そこで、この不動産投資といふのは何を買つてゐるのですか。それから証券、預金、これは中身内訳はどうなつてゐるのですか。これはいまここでお述べいただくのは時間がかりますから、先ほど別掲といふものをお持ちでないようではございませうから、これを分けていただきまして資料を出していただきたい。そして、ここであつたところの証券、預金の千五百七十七億、この証券といふものはどういふものか具体的に知りたひのです。預金と

いうのはどういふものか。それから不動産投資というのは四十五億というのですけれども、一体これは何だというところ。つまり積み立て金の運用の細部にわたって詳細にいたしたい。

ということは、もう一つ意図がありまして、三十一年に五現業が移行いたしますときに、例をあげれば、アルコール専売みたいなところもございまして、数が少なかった。印刷なんかもそう大きな数じゃない。そういうようなこともありまして、再保険の必要があるというこの論議さへございまして。したがって、今日共済組合というものはどういふ運営をやっておるのかというのを明確にしておきませんと、将来問題が起こる。したがって、そういう意味で、どういふ運営をやっているのかを知るためには、この中身がわかりませんとわかりません。そういう意味で、ひとつこれは資料を詳細なものをお出しをいたしたいのでございますが、その上でひとつ議論をさしていただきたいのでございますが、いかがでございましょう。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

○鈴木説明員 先生の御要望のございました内容につきまして、できるだけ事項を区分いたしましたので、資料を整えて御提出申し上げたいと思っております。

○大出委員 次に、いままでやってまいりました恩給局の仮定俸給表の改定方式、物価というものを入れてお考えでございましたものを、本年は公務員の給与に合わせたわけでございます。この点について、物価の時代からそうでございますが、まず幾つかに分けて申し上げますが、平均額、平均値を使っておられるわけですね。ですから、先ほどもちよつと質問の中でございましたが、今回の提案の法案の仮定俸給表の上限、下限がござい

ます。この仮定俸給表の一番低いのは十九万七千八百円、これに直に二三・四％をかけて二十四万四千四百円になすつた。計算は間違いないと思ひます。それから、この仮定俸給表の一番上限は二百八万三千五百円ですね、これを二三・四％アップした。それが下の欄にございます二百五十七万一

千円でございますね。そうでございましょう。

さて、そうすると、二三・四％をかけたわけでありまして、これをひとつ立証してみたいのでありますが、十九万七千八百円という最低のランク、これに二三・四％をかけて出てきたのがここにございまして二十四万四千四百円。二百八万三千五百円に二三・四％をかけて出てきたのが二百五十七万一千円。そこで十九万七千八百円と二百八万三千五百円、つまり上下の間差はどのくらいあるか、差をとつてみますと百八十八万五千七百円ある。

そこで、二三・四％をおののけて出てまいりました今回の仮定俸給表、十九万七千八百円が二十四万四千四百円になった、二百八万三千五百円が二百五十七万一千円になった。なつた結果として、法律が通ればこれから実施される上下の最下限と最高限の差をとりますと、二百三十二万六千九百円になる。ということはどういふことを意味するかというと、いまならば、上下の一番つぺんと一番下の差は百八十八万五千七百円。ところが二三・四％増額したために、一番下と一番上の差は、百八十八万五千七百円が二百三十二万六千九百円にはね上がった、たいへんな格差の拡大であります。幾ら拡大したか数字をあげますと、四十四万一千二百円格差が拡大した。これは一番下と一番つぺん。そのまん中はおののの率によつて格差は全部拡大をしている。つまり言いかえれば、次官クラス等でもやめた高い人は、うんと大幅に上がつてゐる。下のほうは同じ二三・四％だけれども、たいへんな割りを食う結果になつてゐる、格差の拡大という意味において、これは矛盾ではないか、私はそう思ひます。

私も、この委員会でも附帯決議を何回かつけた。物価スライドではよろしくない、公務員給与を基準として上げるべきである、こう言つてまいりました。附帯決議をつけてまいりました。だがしかし、その中身は平均値を使つてくれとつけたんじゃない。平均値を使つてくれとは言つてはいない。こういうふうに年々恩給の仮定俸給表の引き上げのたびに格差がどんどん拡大してしま

うというこの不合理。こんなに物価が上がる世の中に、よけいもらえぬ人はいつてもどんどんよけいもらうようになって、それでいいというばかげた話はない。このところはあなた方どうお考えでございましょうか。

○平川政府委員 確かに先生の言われたとおり、上の高い額に二三・四％をかけ、低い額に二三・四％をかけますと、要するにアップ率が同率でございまして金額の格差が出てまゐることは当然でございまして。

実は恩給の改善をいたしましては、従来、物価あるいは公務員給与を取り上げるとすべて一律のアップをしておりまして、この考え方は、先ほどちよつと申し上げましたように、恩給は、三十四年で一応国家公務員は共済に移つたわけでございますが、過去の制度もございまして、三十二年以前にやめた当時のいわゆる通し号俸的な秩序をある程度保持していく、それをスライドといひますか、改善する手法といたしましては、その間いろいろございまして、国家公務員給与にとりま

すといわゆる一律の手法をとらざるを得ない。というの、御承知のように、国家公務員の給与と恩給の給与とは、昭和三十五年を契機といたしまして、同一号俸をその中に見出せないということになつてきておるわけでございます。したがって、通し号俸的な恩給の給与体系と、職階別といひますか、たとえば四等級の五号俸のほうに五等級の水準よりも低いというような組み合わせになつておりますから、通し号俸になつてござい

ません。したがって、そのままの形でのつかることが不可能でございまして、恩給の形といたしましては、通し号俸的な秩序そのものを現在の形において維持していくというスライド方式をとつてきておるわけでございます。結局、われわれといたしましてはそういう考え方をとつてゐるというの、三十五年を契機といたしまして、恩給と国家公務員給与は技術的にばらばらになつたという一つの事実に着目してやつてきたわけでございます。

やはり、いま先生が言われたような結果は生じてきておるわけでございますが、それではどうするかということが問題になるわけでございます。これは実際われわれとしても、課題としてはいろいろ検討はしておりますけれども、収斂のしかた等につきまして非常にむずかしい問題が生じておるわけでございます。われわれといたしましては、従来の経過をそのままの形において維持したい、こういうことで現在こういう同じ平均率を使つてゐるということでございます。

○大出委員 こういうことばかりやってくるから、あります、下級公務員ということをやめた方、あるいは先ほど例をあげた二十三年以前にやめた方は、生活が苦しくなるのですよ。ハイペースで十三、四年で次官まで行つちやつたような人は、ますますよけいもらうことになる。だから、平均といふところをとつて上下ながめてみると、恩給のほう、上のほうはどうもよけいもらうことになつてゐる。下のほう、物価が賃金に比べたつて追いつかないから、苦しい苦しいということになつちやつて生活保護までいふちやう、そういうばかげたことになつてゐる。だから最低保障をしなればならなくなつてしまふ。こういうばかげたことをいつまでもやってゐるんじや、国が金を払うたつて意味がなくなつてしまふ。

そこで、長橋さんお見えになつておりますから人事院に承りたいのですが、四十六年、四十七年の人事院勧告に基づく現職公務員の賃金の引き上げが今度の恩給の計算の基準になつてゐますね。そこで、これはまた人事院には、公務員法上恩給があるのですから、お答えをいただく義務がある。そこで承りたいのですが、四十六年の、人事院の勧告に基づいて俸給表をおつくりになつたときのこれは一一・七％。このときの全部といつてもたいへんですから、行政職の(一)、この行(一)は一等級から八等級までありますね。この一等級から八等級までの人事院が計算をして俸給表にしたときのアップ率の平均は一一・七％であります。もう一つは、

四十七年の一〇・五%のベース改定をなさいたが、このときの同じ行(一)の等級から八等級までのアップ率、これがどういふふうになつておりましたか、おあげをいただきたい。

○長橋説明員 四十六年の行(一)の俸給表の各等級別の改善率を申し上げますと、一等級につきまは九・〇%、それから二等級につきまは九・七%、三等級につきまは一〇・四%、四等級は一〇・七%、五等級は一・一%、六等級は一・八%、七等級は一四・二%、八等級は一六・二%ということでありま。

四十七年につきましては、同じく行(一)について申し上げますと、一等級につきまは八・三%、二等級につきまは八・八%、三等級九・四%、四等級九・七%、五等級一〇・〇%、六等級一〇・六%、七等級一二・九%、八等級一五・七%ということでございます。

○大出委員 いま長橋給与局次長さんに人事院の計算を御説明いただきましたが、私はここでもう一ぺん申し上げますと、四十六年の給与改善のときには行政(一)表というのは一・八%上げておるのです。そうして行政(二)表が一・六%、税務職が一・四%、公安職は一・六%、公安(一)表が一・三%、海事(一)表が一・七%、海事(二)表が一・六%、こういうことになつておりました。行政職(一)表の等級から八等級を申し上げますと、一等級はわずかに九%でございます。二等級が九・七%、三等級が一〇・四%、四等級が一〇・七%、五等級が一・一%、六等級になつて一・八%で、人事院の平均の一・七%を、一オーバーしたことになる。七等級で一四・二%、八等級で一六・二%、こういう数字になつておる。四十六年の改善のときには、まだ俸給表で言いますと、ございませうから、あわせて、記録の必要がございませうからあげておきます。教育職の(一)表が一〇・四%、教育職の(二)表が一・一%、教育職の(三)表が一・二%、医療の(一)表が九・七%、医療の(二)表が一・二%、医療の(三)表が一・九%、指定職は何と七

・五です。それでさつき申し上げた行(一)から指定職まで一・七になつておるわけですね。

四十七年は行政職の(一)表が一〇・八%、行政職の(二)表が一・二%、税務が一〇・四%、公安(一)表が一〇・六%、公安(二)表が一〇・一%、海事(一)表が一〇・四%、海事(二)表が一・一%、教育職の(一)表が九・三%、教育職の(二)表が一〇・一%、教育職の(三)表が九・四%、研究職が一〇・一%、医療の(一)表が九・〇%、医療の(二)表が一〇・九%、医療の(三)表が一・八%、指定職が一・八%、一しか上げていない。そこで平均が一〇・五%という結果になつておる。

そこで問題は、この四十六年の一・七%と四十七年の一〇・五%の人事院のアップ率をかけたまゝ出てまいりましたのが二三・四、こういう数字なんです。今度の計算は、そうすると、現職の公務員について、長橋さんのほうからおあげになりましたように、たいへん上厚下厚なんです。上のほうが薄い、下のほうが厚い。四十七年を申し上げますと、一〇・五%の上昇でございますが、一等級、本省の局長さんクラス八・三%。指定職です。いま申し上げましたように、指定職は四十六年は七・五、四十七年は八・一なんだ。なお低い。そして行政(一)等級の八・三、二等級の八・八、三等級の九・四、四等級の九・七、五等級の一〇・六、六等級の一〇・六、七等級で一四・二、八等級で一五・七、こういう数字になつておる、アップ率は。

そうすると、なぜ一体恩給だけは平均でやるのか。人事院の例年のこのベース改定というものは、賃金引き上げというものは、現職公務員に対しての考へ方は、一等級、本省の局長さんのような方々、ここは九%しか上げていない。だが八等級、八のたしか三号だと思ひましたが、高校卒、初任給でしよう。その一番若い、入つてきて一番給料の少ないところは一六・二%も上げておるんです。七等級、入つてまだ何年もたつてない、こういう方々のところは一四・二%も上げておる。六等級でやめる人もたくさんあるんだ。この六等級でやめる人、こういうところは一・八%上げて

いる。ここがまん中なんです。ここから上は五等級、四等級、三等級。学校の先生だつて、校長、副校長、教頭ぐらゐりしか役職がないから、悲しき四十歳といふことで、四十歳になつてまだ五等級でふらふらしている人がたくさんいる。だからこそ人材確保法案が出てくるのでしよう。大蔵省が百三十何億認めたのでしよう。そうすると四等級といふのは、一般公務員だつて四十歳になつたら四等級に渡つておる人はだいたいいる、最近はそのうでしよう。そういうところは一〇・七%しかないのですよ。にもかかわらず、下級公務員のところも大きなところもかわらず平均でぶつかけるから、さつきのやうなことがでさがる。それを長年やつてくるから、格差は開きつばなしになつてしまふ。

なぜ一体、人事院がやりになつたのに合わせて、仮定俸給表の——通し号俸に違ひない。通し号俸に違ひないが、人事院がやつておるんですから、合わせて上厚下厚の形にして、下の人をなぜ救わないのか。そういう配慮もしない。しかも最低保障も吹飛ばしてしまふ。計算書きも出さない。ほかの委員会でもやつておるのに説明もしない。そんなばかな恩給局がありますか。総務長官いかがですか。

○平川政府委員 先生の言われることは私なりによく理解してはいるつもりでございます。実はこの問題につきましては、国家公務員の個々の給与といひますか、各等級別の給与そのものを直ちに恩給のベースに持つていくことについての可否については、いろいろ議論があると思ひます。実はそれがあつたからこそ、恩給審議会におきましては、一つの試みといひまして、物価と公務員給与との格差の六割を生活給の改善として見るというところで、逆に言ひますと四割を職務給としてカットしたという結果になつておるわけですね。われわれが恩給公務員を考えます場合に、かつての公務員ではあつたけれども現職の公務員じゃない、そういう人たちに對してどういふものさしをどの程度に使つていくかといふことは、や

はり基本的な問題としていろいろ苦慮してはるわけでありま。たとえば公務員給与全体を考えますと、いわゆる労働市場の不足でできるだけ初任給を上げるという場合もありま。うし、中だるみ是正をする場合もありま。それから上のほうの手直しをするということもありま。逆に上のほうを押えるということもありま。いろいろそういう形になつておる公務員給与のものを、そのまゝの形においてやはり持つてくることはできないのではないかと。そうしますと、われわれといひましては、恩給公務員の給与を上げる場合においては、やはり現在の形としては、昭和三十四年におきましては一応それなりの形として満足しておるわけでございますから、それにつきまして一つの数値の形でスライドすること、これは、一番均衡論としては、現在の時点におきましてはまあとり得る方法じゃないかといふことで、従来とつてきたわけでありま。

先生が言われましたやうな点につきましては、われわれとしてはいろいろ検討してはありますが、けれども、具体的に、たとえば各職種によりまして学歴とか経験年数も全然違ひますし、そういう格づけの問題もございまして、それからその当時のいわゆる経済的な条件。いま申し上げましたやうに、初任給をどうするかといふやうな問題もございませうから、そういうものを、直ちにそのものの形で波及させることがいかにどうか、というやうなことについても議論しなければなりません。そういう形で、実はわれわれといひましては、検討はしてまいつておりますけれども、三十四年に一応ワークをきめましたその当時の給与をそのまゝに置いてスライドするといふことでやつてまいつたわけでございます。

○大出委員 そんなものはいひわけにも何にもならぬ。恩給審議会のほうを出したつて、恩給審議会答申。特に新居さんがこへ出てきて、年齢別の三本立て仮定俸給表といふものは改めなさい、一本にしなさい、年齢といふのは給与じゃないんだからと、私がかつてそう言つたら、あなた方は

一生懸命へ理屈を並べ立てた。一生懸命あなた方はへ理屈を並べたんだけど、矢倉さんの時代にだけども、恩給審議會答申は、その部分は私の言つたとおり。年齢は給与ではないと、私の思想と同じことを答申したでしょう。そうして、だから一本にしなさい、した上で制度化しなさい、こう言っているでしょう。私がそこで、会長の新居さんに来てもらつて質問した。政府が諮問したんだから、私が答申したものだから私の言うことを聞くのは当然じゃないかと言つた。法律的にスライド制なんというのは、三本立て俸給表一本にしたつて、何もやはりはせぬのだ、あなた方。何もやらぬでいい、いまになつて恩給審議會答申なんてたわごとを言つたつてだめだ。

つまり恩給というものの思想を変えなければならぬ。冒頭から申し上げておきますように、あまりといへば格差が開き過ぎて、下の諸君で生活保護の中にほうり込まれているのが九千五百人もいる。そんなことになつていけるのに、何で下のほうを手当てしないのですか。てつべんのほうは上がりつぱなしになつていける。

もう一つ例をあげましょう。事務次官で指定職甲の六号。現職のこの方がおいでになります。こういう方のやつをとると、四十五年五月にこの方の俸給月額三十八万円です。この方の一年分、つまり俸給年額は、十二かければいいわけですが、十二かけると四百五十六万です。この方は、四十六年の五月にベースアップがあつて、また上がつた。事務次官、現職の方は今度四十万円になつた。月額四十万。年額を出すには十二をかければいい。十二をかけると四百八十万円になる。四十七年にまたベース改定があつた。月額四十三万円になつた。十二かけますと年額は五百一十六万円になつた。さてと、この方の俸給年額、この方に匹敵をする方、つまりやめた方、四十五年五月でこの次官をやめた人と残つて次官をやっている人と比べてみると、次官というのは各省にいるのだから、その年にやめていられる人もあれば、続けてやっている人もいる。この方に一・三三四、つまり今度の二

三・四％をかけて、四十五年の五月に退官をした事務次官の方、この人を、この時点で恩給の年額という計算をしてみると、五百六十二万七千円になる。正確に言うと五百六十二万七千四百円になる。四十五年五月でやめた人のほうが、現実について四十七年まで来た人と比べてみて高い。やめないうでいた次官は四十七年時点で五百六十六万。ところが、四十五年でやめた人の年額は五百六十二万七千四百円。これは何かというと、一番高いところが、さつき申し上げたように、こんなに開いているのですから、それは二三・四％直に掛けて平均値を上げちゃうからです。その間に現職の方は手当をもらつたりなんかはありましよう。ありましようが、これは計算上の一例だ。あなた方計算してごらんない、そうなるから。

これは端的に、あまりといへば、平均値をかけるから上の人はうんと高くなつちゃう。下の人の格差は開きつぱなしになつちゃう。このことをあらわしているのですよ。こんなばかげたことを十年一日のごとく恩給局がやっていたのでは、下つぱ公務員でやめた人は浮かばれやしませんよ、これだけ物価の上がる世の中に。現職の公務員ならば労働組合があつて、人事院といへども、こんなことをすればただ置かれやしませんよ。そうでしょう。だから人事院は、さつき長橋さんがおあげになつたように、配分は上薄下厚の形にずつとしてきているわけです。そうでしょう。五現業のほうは団体交渉で、幾ら幾ら、何％上がったといふときに、一律パーでべたつとつけちゃう、金額で。上下の格差の開きを押えているわけです。みんな何べんもそれをやっています。賃金上昇の一五％のうちの一〇％は一律べたで金額でつけちゃう。あと五％は俸給比。いまの世の中の労働組合は、多数はそうやっています。ただ一つだけ、恩給だけ相も変わらず、これだけ物価が上がるのに、平均で平均値を付けてくる。そういう無神経なことをいつまでもやっています。検討をしたことはございませう言つて通る世の中じゃありませんよ。

だから、あなた方がそこまで考えないというなら、この恩給法に残念ながら反対をして、通らなければ通らなかつたつて、なぜ通らなかつたかというのを天下に明らかにする必要がある。だから私は、冒頭に今度の恩給改正案にはめつたに賛成できないと言つた。最低保障も一つも出さなければ、計算もしないで、しらばくれてほかおかりしている。そういうふざけたことで提案されても迷惑です。思想を変えなさいよ。長官、いかがですか。

○坪川國務大臣 先ほどからお話のごとく、また御指摘のごとくに、いわゆる上薄下厚といひますか、上に薄く下に厚くということ、給与体制の基本であるかと私は思います。それを踏まえましての恩給との対照を考えますときに、いま大出議員が、非常な勉強といひますが、検討を加へられた上に対しての持論でございます。恩給局長もそうしたことをそんたくいたしながら先ほど答弁いたしておるのではありませんか。しかし、いろいろの事情といひますか、いろいろの立場のあること、また問題点のあることも御理解いたしたいとおる大出議員でございますので、私といたしましては、そういうような問題もよく理解いたしながら、恩給のそういう問題点に対する説明をひとつ真剣に今後取り組んでまいりたい、こういう気持ちでいろいろの問題点を、いまおつしやつたような線にちよつとでも近づき得るような配慮も、私といたしましては、恩給局長その他給与関係の諸君とも連絡をいたしながらひとつ検討を積極的に進めてまいりたい、こう考えておる次第であります。

○大出委員 これは私も長い間恩給に携つてまいりましたが、ずいぶんがまんをしてきたところですが、しかしこれだけ物価が上がつてくる。物価が上がるといふことはどういふふうにはね返るかというと、賃金にはね返るのです。だから、佐藤人事院総裁が私の質問に、いい線にいきますといふようなことを言わなければならぬようになる。たいへん高い賃金勧告が出ている。ことしもそう

でしょう。春闘のさなかでございますけれども、どこに行つたつて、みんな昨年の回答より四千円ずつ上がつていけるのです。黙つて二一％こしやいますよ、ことしの人事院の勧告は。そういう勧告が出るのに、しかも今度は附帯決議のとおり、公務員給与に合わせようといふのに、その公務員給与のほうの自身はどうなつているかといへば、いま申し上げたような、上は少ない、下はうんとふえているという形の配分になつていける。その賃金勧告を使つて恩給を改定していこうという恩給局が、相も変わらず平均値をぶつけてくる。ここまで来てそういうことをやられたんじやたまったものじゃない。

しかも、その最低保障をもう少し考えるならいざ知らず、そうでないといへば、上の人は厚くする、四十五年にやめた次官のほうで現職の人より高くなつちゃうといふばかなことが起こる。そういうことはほうつておけないですよ。だれが考えたつて矛盾でしょう。不合理でしょう。いまいる人よりやめた人間が高いなんといふばかなこと、そういうことじゃだめだ。だから、このあたりでこの辺は考え方を改めなければならぬ、こう私は考えたい。だから、そのことを皆さんがいいかげんな答弁で済ませようというならば、これはめつたなことで上げませんよ。強行採決でも何でもやつてもらいますよ。泣いていけるのですよ、たくさんの方は。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

○平川政府委員 先ほど申し上げましたように、率直なことを申し上げますと、われわれといたしましても、いま先生が言われましたような考え方にも十分検討はいたしたわけでありまう。御承知のように、実は率直に申し上げますと、四十六年度、四十七年度の公務員給与のアップ率によつて改善はしておりますが、実はその間、数回にわたつて公務員給与にスライドしてないものですか、格差があるわけでありまう。というのは、恩給審議會の方針にありました結果、大体公務員給与の八割ないし八割五分程度でしか改善していな

という結果になっておるわけでありませう。しかも恩給は御承知のように俸給の三分の一でございます。したがって、さしあたってとにかく公務員給与のアップ率によりまして改善したいということ、従来方式を踏襲してまいったわけでありませう。いま申し上げましたように、過去のいわゆる公務員給与と恩給審議会方針の格差もございませうし、とにかく当面は、従来方式で補てんいたしまして少しも上へ上げていきたい。しかも恩給額は御承知のように三分の一でございますから、そういう配慮もありまして、さしあたってこういう方式を使つたわけでございます。

ただ率直に申し上げまして、では、公務員の給与のように、あれでそつくりそのままでなくとも、何か恩給的なモディファイしたものが可能かどうかというふうな意味だと思ひますが、そういうものでひとつ検討する余地はないかといわれますと、確かに余地はあると思ひます。しかし実は、先ほど先生がたまたま二十三年以前のことに言われましましたように、あれは実は、給与の切りかえに際しまして、恩給を給与に格づけする場合に起こつた事故みたいなものでありまして、そのときに格づけの方法が非常にまずくて、四回あるいは六回ですかにわたつて格づけを是正しなければならぬというふうな結果が生じたわけでありませう。実は率直に申し上げまして、そういうことはできるだけわれわれとしては避けたいという一つの潜在的な意識もございました。

したがって、これは時間も相当かかるものでございませうから、というのは、先ほど申し上げましたように、公務員給与のいま申し上げました階層別そのもののアップ率を用いるということがいかにどうか、これは恩給の場合にやはり問題があると思ひます。だから、やはりモディファイしてやらなければいけません、そうしますと、かなり収斂のしかた等においても技術的な問題等も生じますし、そういうことでわれわれは検討はいたしたいと思ひますけれども、すぐにこの場でそれとやりやれるのだというように、私、責任あ

る即答は、事務局としてしまつてできかねますが、検討の議題の一つとしてわれわれとしては十分考へておるわけでございます。いままでの経過といひましては、さしあたって過去の六埋めもございませうし、恩給は三分の一だというふうなことも考へまして、従来方式を公務員給与によつて底上げした、こういう考へ方でもやつたわけでございます。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○大出委員 了承などはできません。いまの世の中の賃金だつて、傾向として、職場で働いては、家族がある、だからその人の給与というものはきまる。職階もあるが、しかし扶養手当を上げていこうといういまの趨勢は、給与というのは現実生活給という方向に動いていくのです。生活給という方向に動いていくからこそ、通勤の交通費なんというものも考へざるを得なくなつてきていくわけですよ。今度は住む家の問題だつて、寮を建てていくだけでは済まなくなつて、住宅手当も、わずかなものだが、全くふぶけた金額だが、私はつくづくこれといつて人事院總裁を責めた手前、中身が少くないといひにくい、忘れたころにはまた責めるよといひことを言つていたのだけれども、しかし住宅手当はやつてきた。次々に生活給の方向に動いていくのです。いまの世の中がそうさせるのです。だから年金ストなんというものもそこに中心がある。

ですから、先ほど私が厚生省の方に承りましたように、社会保険審議会の厚生年金部会の答申なんかも、確かに労使の意見はいろいろありましたが、ありました。おおもむね現行俸給の六〇％ぐらいのところをねらつてゐる。これは同盟あたり組合のほうから出てゐる案もあります。四条件が出ておられます。大体、その四条件等からいきましても、退職をして生活をしていくといふときに、どのくらいのもので一生必要なのかと検討している。日本にはそういう統計もなかりない。総理府だつて統計をとつてゐるでしよう。総理府総務長官、いまあなたは老人問題でお出になつたが、現在、総理府統計で老齢夫婦の消費支出は一体どの

くらいになつておられますか。
○坪川國務大臣 老人の生活上の非常に重要な問題でございます。統計局もこうした問題を取り上げて、それぞれの統計も示しております。詳しいことはいま記憶いたしてありませんが、すぐ指示したい、そしてわかつた次第申し上げたい、こう思つております。

○大出委員 総理府のマルテといふのがあるのです。それで計算すればちゃんと出るようになってゐる。老人世帯は、同盟が同盟のマルテを使つて出している数字がここにあります。これはなぜかと言つて、総理府の統計でありまして高くなつてゐる。それで、老人世帯の消費支出は、基礎は総理府統計ですが、これによりまして大体四万八千円、ちよつとマルテを高く見ると五万から六万円。だから、その辺が基礎になつて年金の五万円、六万円といふ話が出てきてゐるわけですよ。だから、労使いろいろあるけれども、先ほどのような働いたときの給料の六〇％を保障する、こういうことが計算の基礎に出てくるわけでありませう。昭和四十六年の総理府の家計調査に基づく世帯主収入、どうせ承つたつて御存じないだらうから、私のほうから言ひますけれども、これは十八万円です。だから、産業労働者の男子一人、この辺の十万円の給料を基礎にすると、その六〇％なら六万円じゃないかといふ数字が出てくるのです。やめて、では一体どうなるかといふと、つまり老人世帯の消費支出をマルティブルを入れた計算すると、大体そのくらいに落ちつくのじゃないかといふのが考へ方なんです。そこまですまの世の中の趨勢は変わつてゐるのです。

そうだとすると、二十三年以前にやめた人もいゝが、公務員をやめた方々の生活の実態といふものを考へたときに、恩給といふものを恩給らしく考へて手当する方法はある。私もしつとじやない。さつきから申し上げてゐるように、恩給といふのは昭和二十三年からやつてゐるのですから、あなたのところの前身の人事院の坂中課長さんなんかともさんざんやり合つたのだから、知らない

わけがない。方法は幾らでもある。あなたのほうとくらがえしてつづつてあげたつていいですよ。だから、もうここまですると、あなた方もそういう頭に切りかえていかなければいけないのですよ。

それにもかかわらず、七十歳以上の三本立ての俸給をつくつて出してきた。くどいようだが、これは思想が違ひやせぬか。年齢は賃金ではなからうといふ言い方を私はした。言ひにくいものですよ、年齢の高い人が上がるというのには私は反対するといふのだから。しかし筋は筋なんだ。そうすると、恩給審議会の答申が私と同じことをいつて、消しちゃつた。あなた方はそうかといつて、三本立て高齢者仮定俸給表を一本になさつた、三本にかつて。それでしつと。あのかの意図が気に入らない。兵の十六号の一番末端を使うから年間十二万。一万円年金にするといふことを約束したから、兵の十六号のところを一番下をとつて、それで一万円にして。逆算するとあつたといふことになる。そうしておいて今度は何かといふと、七十歳以上の優遇措置だといふ。さつき加藤さんの質問を聞いていけば、四号俸ぐらゐ違ふだらうといふ。これもさつきいふんがいかにけんことを言う。違ふなら違ふで明確に数字を出してください。計算をしたら大体そうなるとおしやつた。大体そうなつた数字を出していただきた。これは理屈はつけようなんだ。七十歳以上の優遇措置と書いてあるじやないですか。七十歳以上だから優遇するのじやない。簡単に言つてしまへば。そうすると、これは昔の思想に返るじやないですか。七十歳以上を優遇したのがいけなかつたといふことになつて、恩給審議会がだめだといつて直したのに、また七十歳以上の優遇措置を出したでしつと。出さざるを得ない背景があるから出したでしつと。そうだとすれば、旧来のからあなた方は破つたのだから、恩給審議会の答申にその部分は従わなかつたのだ。恩給審議会がどうのこうのといつたつてだめだといつてゐる。

だから、そういう時代が来たのだから、一番末

端のほうの方々をどういうふうにして救うか。生活しているのですよ。給与の減収分の補てんなんですよ。だから給与なんだ。そうすると、現職の給与に関しては、あれだけ違つて人事院方式になつてゐるのに、現職のときの給与、経済生活の減収を補てんするという思想、つまり給与として恩給なんだから、そうだとすれば、給与として上を押えて下をもう少し減らさないと、それが最低保障ならいいですけれども、思い切つて上げなさい、少なくともそういうことを考えなければならぬ時期に来ているにもかかわらず、片つ方で、厚年があります。国家公務員共済があり、最低保障がばんとはね上がるという世の中に、こつちのほうは何も上がりもしないというふうなことで、相変わらず平均値で割るなんというのをやる。それでは一体恩給局は何をやつてゐるのだということになる。事務屋だけそろえて事務の計算をするなら、局長なんか要らぬ。自分で手がたく政策をお考えにならなければ困るじやないですか、世の中の流れに合せて。そこを私は総務長官に申し上げたい。もう一ぺんそこを答えてください。

○平川政府委員 先生の貴重な御意見を拝聴しまして、私も理論的にはいろいろ教えられるところがあると思います。率直に申し上げまして、われわれといたしまして、恩給のワクの中にばかり閉じこもつてゐるつもりはございません。過去の経過を見ていただきまして、たとえば最低保障のような制度は、これは恩給にはなかつた制度でございませう。それからその他いろいろなやり方で、たとえば公務扶助料等につきましても、少尉まで増額というふうな考え方も出しております。それから傷病恩給につきましても、昔は、大將のほうで一本と兵のほうで一本では、うんと違つておりました。いまでは全く同額にしてあります。そういうふうな、恩給制度の中でも、理論的にあるいは社会的に考えて妥当だと思われるものは、思い切つて入れてゐるつもりでございませうが、今後

もそういう問題につきまして、われわれといたしましては、恩給制度そのものを根本から変えるというわけにはいきませんが、そういう範囲内で、ワクを破つても、ワクといひますか、是認し得る範囲で破ることがむしつかへつて結果として受給者のためになるのだ、しかもそのことが現在社会的に考えて妥当性を持つのだということになれば、何もやることについてはやぶさかでないというつもりではあります。

しかし、実は恩給制度は複雑な仕組みになっておりますから、私といたしましては、従来までの努力が非常に足りなかつたと思ひますが、あの手この手を使ひまして、できるだけ、たとえば老齢者とか遺族、傷病者というふうなことが一応先にはなると思ひますが、そういうことで処遇を厚くしてまいつております。しかし、いま先生が言われましたように、恩給の基本に返つて制度的に何か考えることはできないかという御意見も、最近とみにいたゞいております。たとえば恩給の百五十分の五十という問題もございませうが、実はそのほかに恩給は十八年目から非常にカーブが寝るわけなんです。共済は二十年経過してしまつても、一年について百分の二の率でふえていきますけれども、恩給のほうは、百分で直しますとその半分になるわけなんです。カーブが寝る、こういうような問題も実は提起されております。したがひまして、長期に職者になればなるほど共済より恩給のほうに不利だという点もございませう。

いま一例をあげたわけですが、そういう基本的な問題を、実は恩給制度としては、老齢者あるいはそういう方々が非常に多いと思ひますので、そういうことを含めて基本問題として考えていく用意はあるわけでございますが、ひとつ今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○大出委員 二三・四％もこの際平均値で上げた時点で、十三万四千四百円が六十五歳以上の最低保障だなどという、据え置きますなというばかなことは出てこぬですよ。全体を二三・四％上げ

たんでしよう。上限、格差はまた開いたでしよう。だがしかし最低は保障しない、こんなばかなことはないので。十三万四千四百円を倍に上げて二十六万八千八百円。つまり文官は平均四十七万八千円からという。それは四十七万八千円まで最低保障したら、平均まで全部上がつちやうのだから、そんなことできないでしよう。最低保障なんだから。そうならば、文官で二十六万八千八百円、最低保障の意味がない、そんなことをおっしゃるならば、共済のほうの三十万二千四百円になぜしないのですか。三十万二千四百円にすれば該当者はありますよ。平均が四十七万八千円しかないのだから。そうでしよう。間違ひないわけですね。それでいいじやないですか。同じ職場で同じに働いてやめた人じやないですか。共済の長期を払つた人と国庫納金を払つた人じやないですか。これなら、最低保障を三十万二千四百円に上げたつて、一つもおかしきはない。軍人ばかりに片寄るというなら、軍人のほうは、二十二万八千円なら二十二万八千円がまんしてもらう。文官のほうは三十万二千四百円にすればいいじやないですか。なぜできないのですか。金という話になるすれば、大蔵省呼んできてやりましょう。筋の通らぬものは通らぬのだから。

だから私は、先ほど申しましたように、どのくらい該当するのかわからないのか。それをあなのほうの資料がないのだから出していただいて、その上で総務長官にこれは御検討をお願いしたい。お年をとられて公務員でやめて、夫をなくした公務員扶助料だつて半分です。二分の一というのむずいぶんひどいんですよ、こゝまでくると。私は軍人恩給だつて、兵と大將さんの両方とも夫をなくしてゐて、遺族の片方は、兵だからといってまさに赤貧洗うがごとく、片一方は、大將さんだからというので何とかがつてゐる。これは今の世の中の矛盾ですよ。兵だつて大將だつて人間には変わりはない。いま、恩給のからを破つて最低保障したり何かいろいろやるというが、恩給そのものも、これは生活給与という方式に変わりつつあるのです

よ。だから、こゝまで来れば、突き詰めれば、兵も大將も中將も少将も兵隊もいらない。みんなが生活できるようにしなければいけないのですよ。生活保護なんか受けてゐるような恩給受給者じやないのです。こゝまで行かなければならぬ時期に来ている。だから、せめてその片りんくらいは出さないと私は言つてゐる。

それは計算は、あるいは大蔵省相手に時間がかかるかもしれないけれども、しかしそのことは、もう今回までに皆さんがやつておかなければならぬことなんだ、私が申し上げるまでもなく。計算の準備はしなければならぬ。そういう思想に立てば、こういうことがある、ああいうことがあると、あなた方がそれをむしろ提起すべき筋合いのものである。それなら内閣委員会に小委員会をつくつて、恩給の検討をしたつていいのです。あまりといへばひど過ぎるじやないですか、生活保護を受けてゐる人が九千五百人もいたのじや。そうでしょう。最低保障もそれで引き上げない。そんなふざけたことじや世の中は通らぬです。片つ方で引き上げたじやないですか。しかも一律に平均値を掛けてゐます。それじや現職の給与の上げ方と違ひじやないか、あまりといへば。だから、そこらのところをおわかりをお願いしたい。ぜひひとつこれは資料を出していただくのですから、できるだけ詳細なものを出していただいて、それまでにいささか御検討いただきたいのでございませうが、いかがでございませうか。

○坪川国務大臣 憲法にも明記されておりますがごとき、平等の人間の基本権を持つことは、国民に与えられた最も恵まれた新憲法の条件でございませう。それを考えますときに、先ほどから申されつつある幾多の問題、ことに下の者に厚く上の者に薄くという、この正義観といひますか、倫理観を持つたこういう姿勢というものは、もう自民党であろうと、また社会党であろうと、与野党を通じてこれに取り組む姿勢だと私は考えておるようなわけでございませう。ただ、決しておこたを返す意味じやございませ

せんけれども、そうした問題を十分踏まえてそんなくいたし、そして不幸にも、長年國家に奉ぜられた公務員の方々の切なる期待として要望されました大きな格差の是正に對して、政府はこのたび、そうしたときには御承知のとおり、まあいばつて言うのじやございせんけれども、かなり画期的な、飛躍的な対策のスライド制をとりまして、公務員の方々からも不評は多くございすけれども、皆さんの手元にも、また私どもの手元にも、非常に喜んだ喜びの反響のあったことも事実でございすから、その辺は恩給局長はじめ関係の当事者も真剣に取り組んでおつたということは、ひとつ価値を御理解願いたいと思うのでございす。

しかし、いま申しましたような、九千五百名にも及ぶところの不幸な生活保護法の対象者になっておる、まだ未解決のこういうような問題。あらゆる点につきまして、今後あらゆる資料を通じて、それを基本にしまして、科学的に十分、行政的にも、法の上においても、またそれぞれの予算上の配慮にいたしまして、ひとつ総理府といたしましては、われわれ関係者一体となつて、皆さまの御期待と、また内閣委員会の非常な平素の御協賛に報いだけの努力をいたすことだけは、ここにかたく表明申し上げておきたいと思ひます。

○大出委員 坪川さんは今回総務長官をおやりになつてまだ幾らもないけれども、この委員会に伊能先生もおいでになります、ずいぶん長いこと恩給問題を取り上げて懸命にやつた時代がある。受田先生も、きようはおいでになりませんか。でも、ずいぶんこれはお互い論議したところなんです。だから、公務員賃金にスライドをしてもらいたいといつて、るるやりとりをして附帯決議までつけてきた。ようやくそこにきた。そのことはお互いに、これは退職公務員の方々のために、家族のために喜ばなければならぬ。そのことを私は初めから認めてゐる。一生懸命お互いやつてきたんです。だけれども、こういうふうになき予算の取れた時期、大きく上げた時期でない、

恩給のからを少し破つて生活給というものを中心にものを書いていくという方向に変わらぬものなんです。人事院だつてやりたいことは一ぱいあつたつて、相当大幅なベールアップをやつたときでない手は出ないのです。これは、わずかばかり上がったものを、いろいろひつちぎれないじやないですか。最低保障の生活だつてできないじやないですか。だから、私はあえて、この問題はせつかくこまで来たということなんだから、ならば、なぜ一体最低保障なんかをぶんどげるんだ。また、一番末端にいる人は、みんな喜んでる世の中に、いろんな陳情の手紙がたくさん来るようになってしまつたのです。たくさん来ています、ばくのところにも、不合理だという面をついてるわけです。年をとつて、中には、おそらくこんなめがねをかけて書いたと思われるような字が書いてある。そういうことをいつまでもさせておきたくないから言つてゐる。だから、ぜひひとつ前向きにお考え願ひたい。これは兵の末端の方々とつぺんの將軍さまとを考へてみたつて、一番気の毒なのは兵隊さんなのです。一銭五厘で召集を食つて行つたのだから、職業軍人じやないのですから。そうでしょう。だから、やはりそこらはお考え願ひなければならぬ、そう思ひます。

ところで、あと何点か具体的に申し上げてお答えをいただきますのでありますが、ここでさつきちよつと加藤さんからお話がございましたが、この七年という、これは兵の場合の一時恩給、これもさつきやりとりを承つておりましたが、もうちよつとこれはひとつ前向きにお考えを願ひたいのです。二十八年にやつた先例があるのですから、この辺でやはり兵の七年の方、この辺のところをお考え願ひたいと思つておられます。

それからもう一つ、合わせて三年で一年以上の下士官という場合の一時恩給がございすね。これなんかもずいぶん気の毒な人が出てくるのです。ここにも私が持つておりますのは、一時恩給請求書というので、神奈川県横浜市南区弘明寺町

五十四ですか、百五十四ですか、磯崎敏郎というのですか、この方が一時恩給の請求書を出した。これに對して、厚生省の援護局業務第二課長さんなどを経まして、この請求書を返したわけですね。第二十七号書式、第三十八号書式の二です。それから恩給請求書類について返送ということですね。これは業務二、第一〇三三三の三千二百四十九、昭和四十七年十一月二十六日、厚生省援護局業務第二課長、恩給請求書類についての返送、海軍一等兵曹磯崎敏郎、こういうわけなんです。これは実は本人の履歴を見るとどうも該当する。ところが、これは援護局の台帳なんでも該当する。途中で判を押ししてありますけれども、これは援護局が本人の履歴に押ししたのだと思ひますけれども、本人だつて、これは何年もたつと記憶が薄れるのでしようが、これを見ると、この方は横須賀海兵団に昭和十七年九月一日に入つてゐるわけですね。そうして戦艦陸奥に乗つてゐるわけですね。八月の十月十日に。まあ陸奥を退艦したのが十九年の九月の十日。陸奥は沈没しましたが、この人は助かつたわけなんです。そして横須賀に帰つて海軍の海兵団に入つてゐる。そして水兵長になつたわけなんです。それから二等兵曹になつた。二等兵曹が十九年の十月十五日、こういう記憶で書いてあるわけですね、御本人は。

ところが、援護局がここに赤ペンで入れておるのは、これが二十年の九月一日に二等兵曹になつたというふうに入つてゐるんですね。ここらは調べてみなければわかりませんが、そこで二十年の十二月二十八日に横須賀に帰着をした。ところが、この計算を赤線その他で訂正してあるのを見ると、こういうことになる。二等兵曹に二十年の九月の一日になつたという赤ペンが入つてゐますから、退職が二十年の十二月二十八日だといふから、この間、九、十、十一、十二と四か月あるわけですね。二十年の九月から翌年の三月まで、それから十月から十二月まで、これは加算が違ふ。二十年の九月から三月までは、これは六か

月ですね。それで、十月から十二月各一か月で計三回、だから、これで合計六か月、二十年の九月一日から二十年の十二月二十八日まで、四か月、加算を入れてということで、したがつて、實在職の十二月二十八日まで四か月ありますね。それに加算が九月が加算三月ですね。そうして十月から十二月が各一か月の加算ですから三月、だから加算が六か月になる。九月の三か月と、十月から十二月までの一か月の三つですから三か月、合計六か月。だから、下士官になつてから實在職の四か月と加算の六か月で合計十か月。だから、おそらくこれは、十二か月に足りない、こういう意味だと思ひますね。つまり下士官一年です。から、そういう意味でおそらく返したんだと思ひます。から、さういふ意味で、さうすると、實在職は三年四月か月だ。さうして下士官の實在職が四か月、加算が六か月。さうすると、下士官になつてから一年ないからという。これは下士官になつた月日の幸、不幸ですが、運、不運ですね。二か月違ひということだ。同じようなことは兵にもある。

だから私は、やはりこういう問題は、たとえば満州においでになつた方で国会のどこか専門調査室長になつた方がございまして、終戦のときにいた、いないというわずかのズレでどうにもならない。ようやく何とか皆さんのほうでこれはお考へになつた。と同じ意味で、やはりこれは何かきめこまかに、こういうすれ違ひの不幸な人は、裁量の余地を残して救つてあげる。一日違ひでもだめなんです。さういふ裁量の余地というものを残して、ならばさうしてあげるといふことですね。さうでない、せつかく戦時加算がついてゐるわけですから、危険なところに行つてゐるわけですから、さういふ人のまことに気の毒なところが救えないということなんです。だから、先ほどの七年、それから下士官在職一年云々という問題がございすけれども、この一時恩給なんかも、もう一べんここで考え直してゐる必要があります。

満州においでになつた方で国会のどこか専門調査室長になつた方がございまして、終戦のときにいた、いないというわずかのズレでどうにもならない。ようやく何とか皆さんのほうでこれはお考へになつた。と同じ意味で、やはりこれは何かきめこまかに、こういうすれ違ひの不幸な人は、裁量の余地を残して救つてあげる。一日違ひでもだめなんです。さういふ裁量の余地というものを残して、ならばさうしてあげるといふことですね。さうでない、せつかく戦時加算がついてゐるわけですから、危険なところに行つてゐるわけですから、さういふ人のまことに気の毒なところが救えないということなんです。だから、先ほどの七年、それから下士官在職一年云々という問題がございすけれども、この一時恩給なんかも、もう一べんここで考え直してゐる必要があります。

満州においでになつた方で国会のどこか専門調査室長になつた方がございまして、終戦のときにいた、いないというわずかのズレでどうにもならない。ようやく何とか皆さんのほうでこれはお考へになつた。と同じ意味で、やはりこれは何かきめこまかに、こういうすれ違ひの不幸な人は、裁量の余地を残して救つてあげる。一日違ひでもだめなんです。さういふ裁量の余地というものを残して、ならばさうしてあげるといふことですね。さうでない、せつかく戦時加算がついてゐるわけですから、危険なところに行つてゐるわけですから、さういふ人のまことに気の毒なところが救えないということなんです。だから、先ほどの七年、それから下士官在職一年云々という問題がございすけれども、この一時恩給なんかも、もう一べんここで考え直してゐる必要があります。

はせぬかという気がする。したがって、もう一ぺんそれはお答え願いたい。

○平川政府委員 ただいま先生が言われました事項につきまして、具体的問題につきまして私よく理解いたしました。端的に申し上げますと、もし兵の一時恩給が実現しますと一挙にその問題も解決つくわけでございますから、これは問題ないということになります。それは将来の問題といたしまして、さしあたって現在下士官としての一時恩給を給付しておりますから、そのときの条件として、昔の制度そのものを持つてきたものですか、下士官としての任官が一年なければならぬという付属的な要件がございます。その要件を満たしていません。したがって、いまのところ兵の一時恩給は別に置いておくといまして、それについて何か考慮する余地はないかという御質問でございますが、実は私も、その人のケースでありまして、ほかのそういうケースを知っておりまして、一応よく検討させていただきます。これは法律の問題じゃなくて解釈の問題としてやれるかどうか。もしどうしても法律を直さなければならぬということになると非常に問題になりますけれども、解釈の問題としてやれるということになりますと、まあ、なるかもわかりませんけれども、そういったことについては検討いたしてみたいと思います。

○大出委員 それでは、時間のようでございますから、もう一点だけ長橋さんに承っておきたいのですが、実は休日振りがえの人事院規則をお出しになりましたので、そこで実は私も少し確かめておきたいことがあったんですが、時間がないようですから、最初に調整手当の件につきまして、たしか四十五年の五月一日が基準になっておったと思いますが、まずそこらいかがでございますか。

○長橋説明員 仰せのとおりでございます。○大出委員 そういたしますと、それ以来今日まで基準を変えていないわけでありまして、その後の情勢の変化で、たとえば町村合併のようなこ

とで、ここに一つ例がございます。これは広島市でございますが、九町村合併になっております。

祇園町、安古市町、佐東町、沼田町、安佐町、可部町、高陽町、瀬野川町等、これは三月二十日現在ですが、これは合併した町は広島市に入りまして、行政区がそうなったわけですから、当然どこかでこれは調整手当を考へてあげませんと、同じ市内ですから、地続きなんですから、行政区単位ですから、いままで地続きであつても切れてくるわけでございますから、そうするとこれは、たとえば四十五年の何とかというものを、今度の勧告なら勧告のときにひとつ入れていただいて、何年何月の基準にするというようにしたいのかぬど不合理であらう。一例ですけれども、この辺はいかがでございますか。

○長橋説明員 調整手当の支給地域区分につきましては、御指摘のとおり、四十五年にしたわけでございますけれども、そのときにやはり、四十二年のときの衆議院の附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、原則的にはあまりいじらないということにしたわけでございますが、やはり同一市町村の中における支給区分が違つておりますので、人事異動上いろいろな障害がございます。かたがた都市とそれ以外の地域との賃金格差がかなり開いてまいりましたので、それを考慮してやつたわけでございます。

いまお示しの広島市の問題でございますけれども、その後の市町村の合併問題につきましては、いわゆる調整手当が支給されている地域と支給されていない地域というございます。したがって、問題になりますのは調整手当が支給されている地域における市町村の合併であらうと思ひますが、いま御指摘の広島の問題等につきましては、いまちようど民調で地域差関連手当の調査もやつておりますので、関係者の方々のお説も十分承りまして、その結果を待つて検討したいと思ひます。

○大出委員 ではひとつぜひ総務長官、先ほど私、長い質問で恐縮でございましたが、私もこれ

長くやつていて、実は平川さん、まあまあようやくこまで来たんだなという感じのするところまで持ってきたことについては、さつき総務長官が言ったことと同感なんです。みんなお互いに苦労したんだから、ようやく恩給らしいものになつてきたな、そうなるとなおのこと、落ちこぼれが見てられないという気がするものですから、それで実は長い議論になりましたが、真意のほどをぜひおくりいただきまして前向きに御検討いただきたい、こう思うわけがあります。

○三原委員長 次回は、明二十七日金曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会